第４章　生活環境の保全

第４章では、私たちの生活の基盤である、健全で恵み豊かな水環境、大気環境、土壌環境を守り育てること及び環境美化、修景、景観形成といったうるおい豊かな生活環境づくりに関することなどについてまとめています。

現状と課題

本県は、豊かな水と良好な大気に恵まれ、地域ごとに歴史的文化的な景観も残っており、これらの生活環境は将来世代に引き継ぐべき貴重な財産となっています。

しかしながら、森林の手入れ不足等による水源かん養機能の低下や閉鎖性水域での水質汚濁など健全な水環境を維持していくうえでの課題、大気汚染防止、悪臭防止、騒音対策などの課題、土壌環境に関する課題、化学物質による環境汚染の未然防止やごみの散乱防止、開発行為による環境影響を最小限にするといった課題があります。

第１節　流域全体として捉えた水環境の保全

第１　健全な水循環の保持

１　水源のかん養

流域ごとの健全な水循環という視点でみると、農山村地域においては、過疎化と高齢化、林業採算性の低下によって森林の手入れ不足と農地の耕作放棄が進行し、水源かん養機能等の低下が懸念されているため、間伐の促進や保安林の指定による森林の整備及び保全、中山間地域等直接支払制度による農地の保全の取り組みを行っています。

(1) 森林整備保全事業の推進

＜森林管理課＞

県では、森林の水源かん養機能等の維持増進を目的として保安林を指定しています。令和７年度末現在の県内の保安林は852百 ha で、保安林率は30％です。

このほか、放置竹林の除去や、野生獣の出没抑制に向けた里山林の整備等を実施しました。

(2) 中山間地域等直接支払制度による農地の保全

＜里山振興室＞

県では、農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加などによって、国土保全や水源のかん養など公益的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ公益的機能を確保するために、中山間地域等直接支払制度を実施しています。

この制度は、集落の話し合いに基づき、５年間にわたり、農用地の維持・管理や農道・水路の改修・草刈り等を行う農業者等に対し、交付金が交付される制度です。

令和６年度末現在、約5,055ha の農用地で制度を実施しています。

表１　保安林の指定率（令和７年度）

（単位：百 ha）

区　分	森林面積	保安林面積	うち水源かん養保安林面積	保安林率（％）
民有林	2,514	514	382	20
国有林	346	338	326	98
合　計	2,860	852	708	30

２　河川の水量の確保

上水道や農業用水などの水源として利用されている河川においては、これまで夏場の渇水期に度々河川水が枯渇し、溜まり水による悪臭等、無水・減水区間の発生などが見られました。そのため、河川の無水・減水区間の解消に

向けて適切な流水量を維持する取り組みを行っています。

(1) 犀川水系の３ダム連携

＜河川課＞

犀川水系においては、犀川ダム、内川ダム、辰巳ダムの連携により、渇水時における川のせせらぎ流量を確保しています。

(2) 無水・減水区間の解消の促進

＜河川課＞

取水により河川の流水が少ない発電ダム直下流の区間においては、発電事業者等関係機関へ協力を依頼し、これまで、12箇所で河川維持流量を確保しております。これにより、魚が棲み、水生植物が茂る「川らしい川」の復元に取り組んでいます。

(3) 農業用取水量の適正化

＜農業基盤課＞

農業用水の安定的な確保と有効活用を進めながら、かんがい期間中の河川維持流量の確保のため、利水者間での水利調整に努めています。

３　地下水使用の合理化

地域によっては、地下水のくみ上げ等による地盤沈下がみられ、地下水の合理的な使用を図る必要があります。

(1) 地下水位、地盤変動の監視

＜環境政策課＞

①　地盤沈下の現況

地盤沈下は、地下水の過剰な揚水に伴う地下水位の低下により粘土層が収縮することにより生じる現象であり、一旦発生すれば、ほとんど回復が不可能です。

本県においては、昭和40年代に七尾港周辺において大きな地盤沈下がみられましたが、揚水規制等により近年は沈静化しています。また、金沢市西部地域では、近年消雪のための地下水利用の増加等により地盤収縮がみられ、金沢市では､消雪用井戸の新設が原則禁止されています。

ア　金沢・手取地域

地盤沈下の状況を観測するため、県では水準測量を実施し、基準となる点（水準点）の変動量（地盤沈下量：単位 mm）を把握しています。図１は金沢・手取地域の主な地点の累計沈下量であり、金沢市北西部周辺地域で沈下が大きい傾向がみられます。

今後ともこれらの観測を継続するとともに、地下水利用の合理化及び節水の指導などにより地盤沈下の防止を図っていくこととしています。

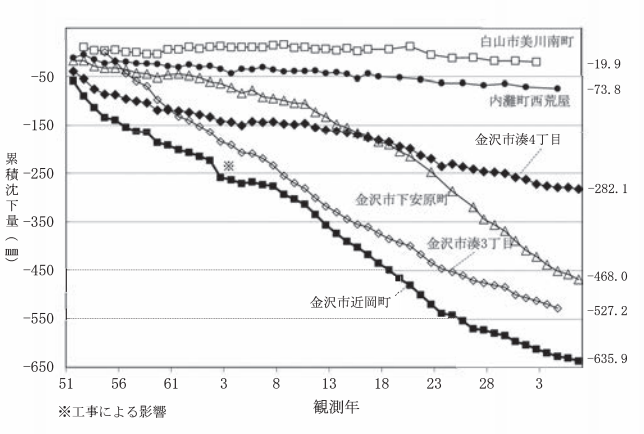


図１　金沢・手取地域の主な地点の累計沈下量

イ　七尾地域

昭和47年から令和５年までの主な水準点の累計沈下量は、図２に示すとおりであり、地域全体としては、地盤沈下は沈静化している傾向にあります。

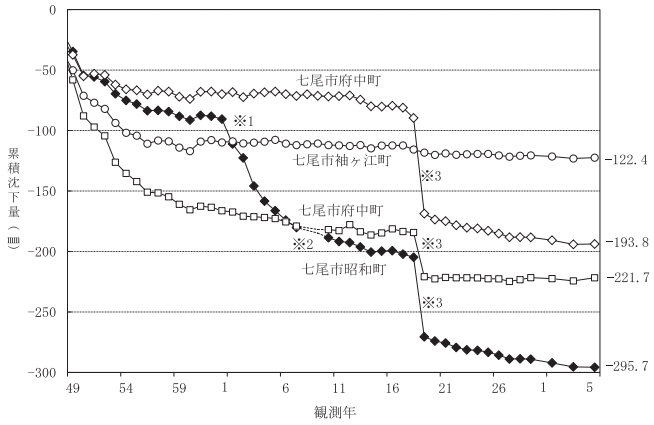
なお、平成19年３月には、能登半島地震の影響による断層のずれに起因する大きな沈下が見られました。

地震後は沈静化しているものの、本地域の地下水位、地盤収縮の状況について引き続き監視することとしています。

②　地盤沈下防止対策

ア　地下水採取規制

県では、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例（ふるさと環境条例）」に基づき、吐出口の断面積が６cm^2を超える揚水設備により地下水を採取しようとする者に対して、地盤沈下地域では許可を、地盤沈下地域以外の地域では届出を義務づけています。



※1　隣接しての道路工事による影響を含む（工期：平成元年3月～3年5月）
※2　敷地造成工事等により欠測
※3　平成19年度能登半島地震の影響（発生：平成19年3月25日）
＊　平成30年度より隔年調査に変更（奇数年に実施）

図２　七尾地域の主な地点の累計沈下量

図３に示した地盤沈下地域に指定されている七尾都市計画区域では、農業用以外の用途に地下水を採取しようとする場合には許可が必要であり、地下水の採取位置の深さ及び揚水設備の吐出口の断面積の大きさについて基準（図３注釈）を満たす必要があります。

地盤沈下地域以外では、工業用または建築物用の用途に地下水を採取しようとする場合には届出が必要です。

また、地盤沈下地域及び金沢・手取地域において地下水を採取している場合、揚水機の吐出口の断面積がそれぞれ12cm^2、50cm^2を超えるものには水量測定器の設置と地下水採取量の報告を義務づけています。さらに、金沢・手取地域においては、前年度の地下水の年間総採取量が40万 m^3を超える事業所に、地下水使用合理化計画書の提出を義務づけています。



注）許可の基準
（1）の地域　地下水の採取位置が地表面下250m 以深で揚水設備の吐出口断面積が７cm^2以下
（2）の地域　地下水の採取位置が地表面下100m 以深で揚水設備の吐出口断面積が19cm^2以下

図３　七尾地域の地下水採取規制地域

イ　代替水源の確保

七尾地域では近傍河川の流量が少ないことから、上水道水源として地下水への依存度が高い状況にありましたが、昭和61年４月から本地域の地盤沈下対策の一つとして、県営水道用水供給事業（鶴来浄水場）からの送水により、一部水源の切替えが行われています。

③　手取川扇状地域の地下水保全

手取川扇状地域は、手取川が運搬した厚さ100m内外の砂礫層により形成されているため、豊富な地下水資源に恵まれ、私たちの日常生活や産業活動に多大な恩恵を与えてくれています。

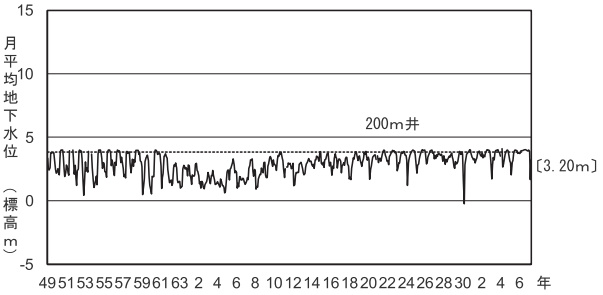
注：手取川扇状地域とは、地質的に手取川の扇状地堆積物が分布している犀川・伏見川左岸から梯川右岸までの範囲を指しています。

ア　地下水位の現況

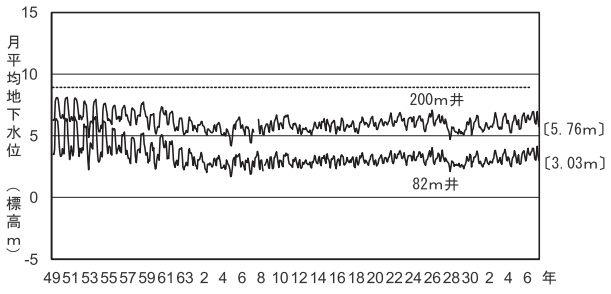
地下水の過剰な揚水は地下水位の異常低下や塩水化などの障害を引き起こすため、県では、手取川扇状地域の地下水位の変動を観測しています。（図４）

手取川扇状地域では、長期的な変動をみると、近年は横ばい又は上昇傾向にあります。また、かんがい期に上昇、非かんがい期に低下する季節変動がみられましたが、近年その変動幅は小さくなっています。手取川の右岸と左岸をみると、右岸の扇状地中央部（図４⑥）では、平成２年頃まで低下し、その後ほぼ横ばいで推移していましたが、平成９年頃から再び低下し、平成14年頃から横ばいで推移しています。左岸の扇状地中央部（図４⑧）では、平成10年頃までほぼ横ばいで推移していましたが、その後低下し、平成15年頃から再び横ばいで推移しています。

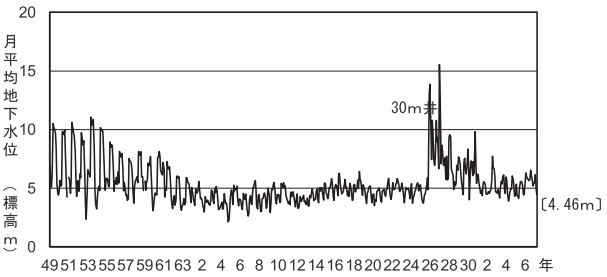
❶ 金沢市福増町（標高：3.85m）



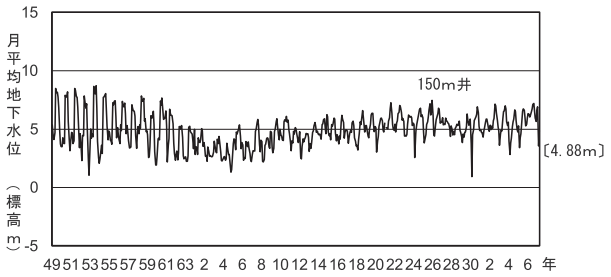
❷ 白山市千代野西（標高：8.93m）



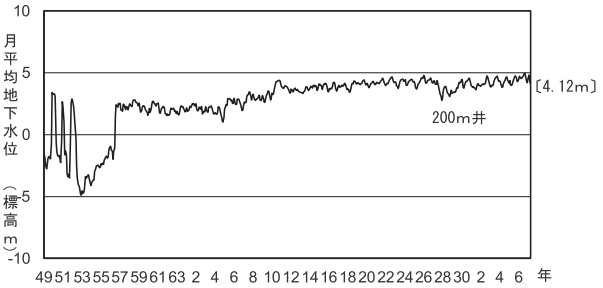
❸ 白山市末広（標高：24.08m）



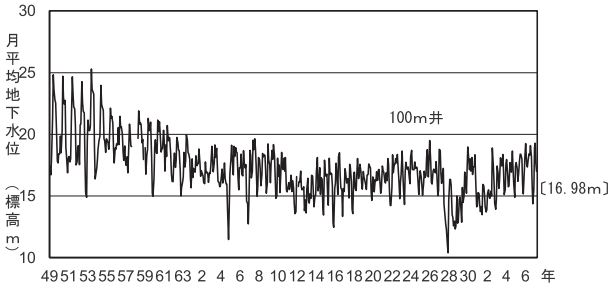
❹ 野々市市太平寺（標高：23.20m）



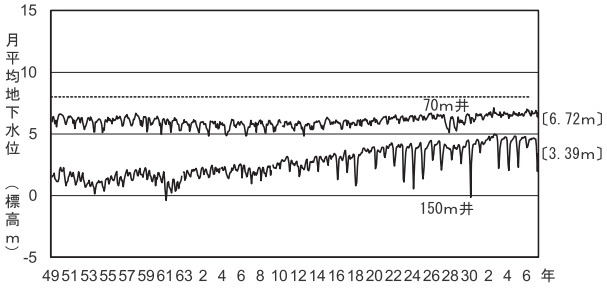
❺ 白山市井関（標高：5.78m）



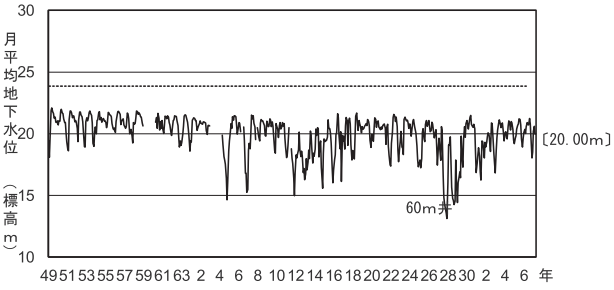
❻ 白山市安吉町（標高：42.73m）



❼ 能美市赤井（標高：7.99m）



❽ 能美市北市（標高：23.84m）



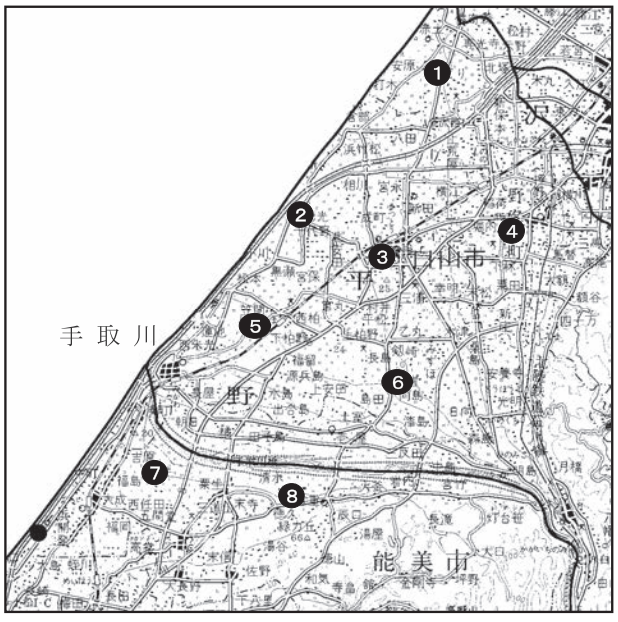


図４　手取川扇状地域における地下水位の変化

また、両地点ともに、平成27年の手取川上流域における土砂崩落が及ぼしたかん養量の減少や、降水量が平年と比べて少なかった影響により、一時的な地下水位低下がみられました。

イ　塩水化の状況

手取川扇状地域で手取川左岸の海に近い能美市の道林地域で、塩化物イオン濃度が昭和58年度頃から増加傾向が続き、平成８年度以降は横ばいの状態となっていました。平成15年度に大きく減少し、平成21年度以降緩やかに減少しています。（図５）

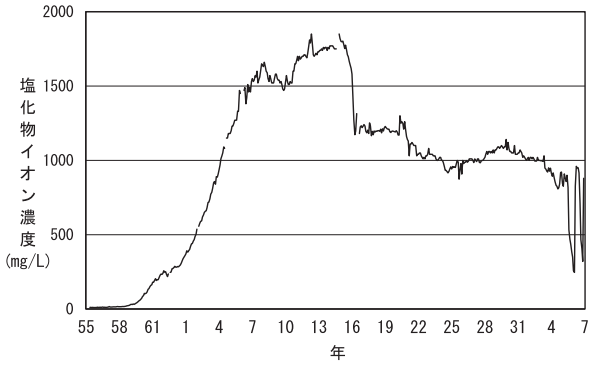


図５　能美市道林観測井の塩化物イオン濃度の経年変化（昭和55年～令和６年度）

ウ　地下水の揚水量

手取川扇状地域の年間揚水量は、令和６年度で約9,804万 m^3と推計されます。

用途別に見ると、工業用が47.6%、水道用が29.2%、消雪用が12.3%、建築物用が6.0%、農業用が4.9%の割合でした。（図６）

市町別に見ると、白山市が39.3%と最も多く、次いで能美市、金沢市と続いています。（図７）

月別の地下水揚水量では、最も多かったのは、２月（約1,562万 m^3）で、最も少なかったのは11月（約694万 m^3）でした。農業用では４～８月に、消雪用では、12～３月に揚水量が増えています。（図８）

(2) 工場・事業場等に対する地下水の使用合理化の指導　＜環境政策課＞

地下水は、生活用水や工業用水などに広く利用される資源であり、この貴重な地下水資源を健全なかたちで将来に引き継ぐため、県では、

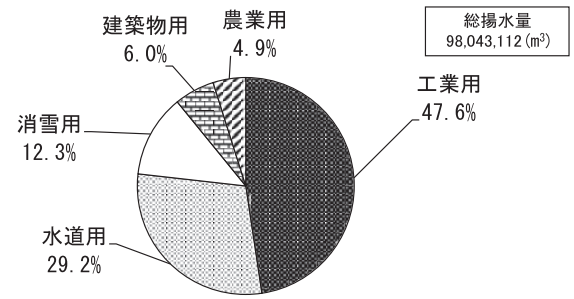


図６　用途別の地下水揚水量（令和６年度）

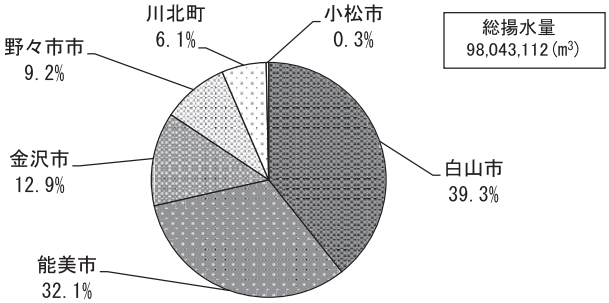


図７　市町別の地下水揚水量（令和６年度）

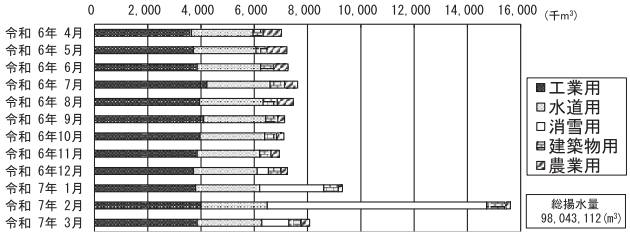


図８　月別の地下水揚水量（令和６年度）

関係市町とともに、「ふるさと環境条例」に基づき、地下水使用合理化指導の実施や地下水に対する節水について啓発を行うなど、地下水の適正利用を推進し、貴重な地下水資源が有効に利用されるよう指導しています。

(3) 消雪に係る地下水使用の抑制　＜道路整備課＞

坂道や橋梁等の特別な箇所を除いては、散水を２系統に分けて交互に散水する方式を原則採用するなど、地下水使用の抑制を図っていきます。

４　水資源の循環的利用

下水処理水の再利用の推進　＜都市計画課＞

下水処理場の処理水については、近年処理場

内の消泡水や洗浄水のほか、場外に送水されて修景・散水用水や工業用水等として再利用されています。また、地下水の汲み上げ抑制対策の一環として道路消雪水にも再利用されています。（表２）

表２　下水処理水の再利用量の推移（場外利用）

単位：千 m³

	H26	H27	H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６
再利用量	348	229	279	590	179	115	391	628	447	233	392

５　水道水の安定確保

(1) 水道未普及地域解消の促進

＜環境政策課＞

①　水道の普及状況

令和６年度末における水道普及率は、99.5%（行政区域内人口1,091,638人、給水人口1,085,936人）で、全国平均普及率の98.3%をやや上回っています。（図９）

このほかに、飲料水供給施設による給水人口3,251人を加えると水道等の普及率は99.8%となり、県内のほとんどの人が水道を利用していることになります。

令和６年度末の水道施設数は、上水道18施設（給水人口1,055,747人）、簡易水道73施設（同21,713人）、専用水道54施設（同8,476人）です。これらの他に「水道法」に基づく施設として、水道用水供給事業の施設が１施設あります。

本県では、集落が散在する山間地や地下水の豊富な地域においては、簡易水道に依存する割合が高く、特に、金沢市山間部や手取川扇状地域では簡易水道が数多くあります。しかし、今後の施設更新等を計画的に行う観点から、財政規模が小さい簡易水道については、既設簡易水道への統合や上水道への統合が進められており、近年の設置数はやや減少傾向です。

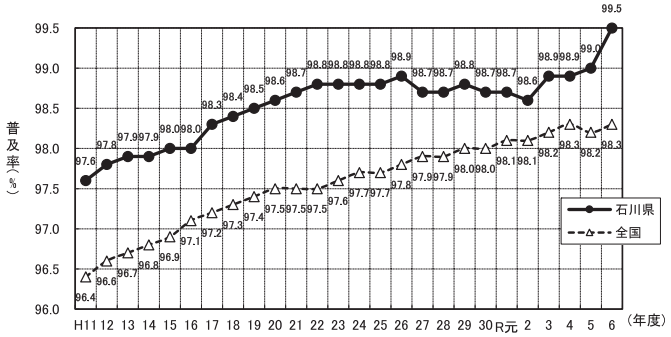


図９　水道普及率の推移

②　取水及び給水の状況

令和６年度における水道の年間取水量は、149,904千 m³で、水道施設別では、上水道が146,108千 m³、簡易水道が3,022千 m³、専用水道が773千 m³であり、総取水量の約97.4%が上水道により取水されています。

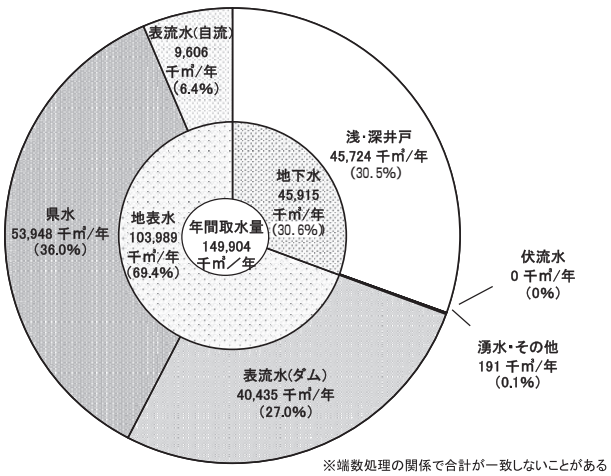
また、水源別内訳では、ダムや河川水等の地表水が69.4%、深井戸等の地下水が30.6%であり（図10）、手取川ダムを水源とする県営水道用水供給事業からの受水量が多いことから、安定して水の供給が行われています。

一方、使用量の指標となる上水道の１人１日当たり給水量は、平成２年度の平均437ℓをピークに減少傾向となり、令和６年度は357ℓとなっています。

③　水道未普及地域の解消

本県の水道普及率は、99.5%と全国的に見ても高いレベルで推移していますが、一方では、まだ約６千人の県民が水道の恩恵を受けていない状況となっています。特に、集落が散在する山間地等では、まとまった水源がないことや建設費が大きいことから、水道の整備が遅れています。

水道事業者である市町は、国庫補助制度等を活用することにより、水道新設や既存水道の拡



※端数処理の関係で合計が一致しないことがある

図10　水道水源別年間取水量（令和６年度）

張事業を進め、水道普及率の一層の向上を進めていきます。

(2) 災害に強い水道づくりの推進

①　水道施設の高度化・近代化

＜環境政策課＞

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、能登半島地震、東日本大震災等では甚大な水道施設の被害が発生し、地震や渇水等の災害に強い水道づくりが求められています。

本県でも、水道事業者である市町が老朽設備の改築や老朽管等の更新を進めていますが、基幹水道構造物の耐震化を含めた高度化・近代化を図るとともに、配水池遮断弁の設置や重要給水施設配水管の整備など災害緊急時においても確実な給水を目指していきます。

②　水道の広域化

＜環境政策課＞

県では、平成29年３月に「石川県水道整備基本構想」（第４次）（いしかわ水道ビジョン）を策定しています。

本構想では、引き続き県内を加賀・能登南部地域と能登北部地域の２広域圏とし、それぞれ、水道の統合や広域化を目指すこととしています。

なお、加賀・能登南部地域では、「広域的水道整備計画」に基づく、県営水道用水供給事業を核とした広域的整備により安定供給を図っています。また、令和４年度には広域化に向けた課題や今後の広域化の推進方針、及びこれに基づく当面の取組内容等について、とりまとめた「石川県水道広域化推進プラン」を策定しました。

本プランは県内の水道事業の基盤強化の方策として広域化に向けた推進方針を示した計画であり、県は各水道事業者の取り組みを支援していきます。

③　送水管の耐震化

＜水道企業課＞

県営水道用水供給事業では、七尾市以南の川北町を除く９市４町に水道用水を供給しています。

水道施設については、平成12年度以降、計画的に浄水場等の主要な地上施設の耐震化を進めてきましたが、地下に埋設されている送水管は、１系統のため長時間送水を停止できないことから、耐震化に着手できずにいました。

平成19年３月に発生した能登半島地震では、七尾市内で送水管の継手が外れ、一時断水する被害が発生しました。これを契機に、県では平成22年度より新たに耐震管を約130km 埋設する送水管の２系統化事業を進めています。

令和６年能登半島地震では、断水解消に非常に長い時間を要した一方で、耐震化工事が完了し、供用を開始していた区間には被害がなかったことから、耐震化の重要性が改めて認識されました。

引き続き、送水管の耐震化工事を進め、災害時においても供給停止の事態とならないよう、ライフラインの確保に努めていきます。（図11）

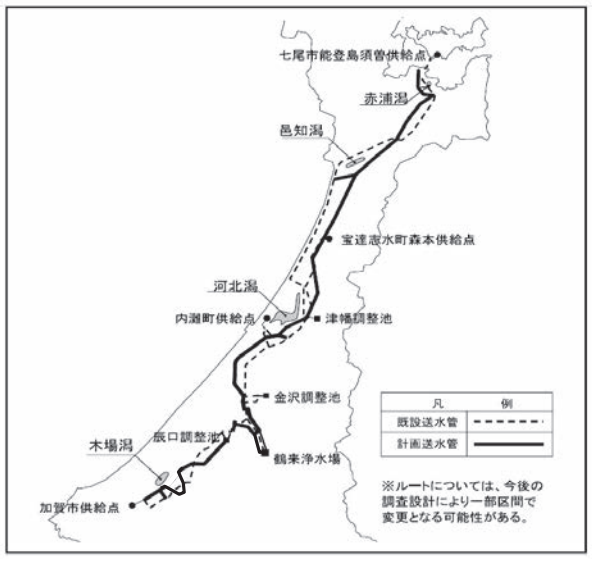


図11　県営水道の送水管耐震化事業

(3) 持続可能で安定した水道づくりの推進

＜環境政策課＞

水道施設を健全な状態で次世代に引き継いで

いくためには、各水道事業者は中長期的な財政収支の見通しに基づいた施設の更新、耐震化等を計画的に実行し、水道施設を効率的かつ効果的に管理運営することが求められています。

そのため、県では、各水道事業者に対して計画的な施設更新、資金確保に関する取り組みを進めるため、アセットマネジメントの推進を助言しています。

（参考）水道の種類

①上　　水　　道：給水人口が5,001人以上の水道施設
②簡　易　水　道：給水人口が101人以上5,000人以下の水道施設
③専　用　水　道：自己水源をもち、給水人口が101人以上の社宅や寄宿舎等又は１日最大給水量が20m³を超える自家用の水道施設
④飲料水供給施設：給水人口が50人以上100人以下の小規模な給水施設
⑤水道用水供給事業：水道事業者に対して水道用水を供給する事業

第２　良好で安全な水質の保全

１　公共用水域等の水質浄化

水は自然の中で大循環を繰り返しており、水質の悪化は、人の健康や生活環境、自然生態系に大きな影響を与え、持続可能な水利用を妨げることがあります。

(1) 公共用水域（河川・湖沼・海域）の水質監視の計画的実施　　＜環境政策課＞

①　公共用水域の水質基準

河川、湖沼、海域などを総称して公共用水域と言います。公共用水域には、「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が設定されています。「環境基準」には大きく分けて２つの種類があります。

ア　人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

人の健康の保護に関する環境基準は、現在までに重金属、揮発性有機化合物や農薬など27の項目が設定されています。これらの環境基準は、すべての公共用水域に全国一律の値が設定されています。

イ　生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

生活環境の保全に関する環境基準には、有機物による水の汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）や化学的酸素要求量（COD）などと、閉鎖性水域で富栄養化の原因となる全窒素、全リンなどがあります。

BODは河川に、CODは湖沼や海域に適用され、評価は75%値で行います。75%値とは一連の測定結果を小さい方から並べた時、全体の75%に相当する順番にあたる測定データを意味し、例えば年間12回測定した場合、その75%値は小さい方から９番目の測定データです。

生活環境項目の環境基準については、水道や農業など水の利用目的に応じて類型化し、水域ごとにそれぞれ該当する類型に指定することによって、各水域の特性を考慮した基準値を設定する仕組みになっています。類型を指定した水域を「類型指定水域」といいます。

石川県の公共用水域においては、28河川の49水域、３湖沼の３水域及び６海域の11水域の計63水域で環境基準の類型指定を行っています。また、閉鎖性水域に係る全窒素、全リンの環境基準については、河北潟などの３湖沼と七尾南湾で類型の指定を行っています。

②　公共用水域の水質状況

県では水質の現状を把握するため、国（国土交通省）や金沢市とともに、主な河川150地点、湖沼８地点、海域38地点、合計196地点において水質測定を実施しています。（表３）

表３　水質調査地点数（令和７年度）

区分＼機関名		国土交通省	石川県	金沢市	計
公共用水域	河　川	6	99	45	150
	湖　沼	0	8	0	8
	海　域	0	32	6	38
	計	6	139	51	196

ア　健康項目

令和７年度は河川41地点、湖沼３地点、海域

２地点で健康項目の調査をしました。結果は、全ての地点で環境基準を達成していました。

イ　生活環境項目

（ア）河川の水質

有機物による汚濁の状況を示すBODの環境基準達成率は令和７年度で94％であり、総じて川はきれいな状況と言えます。（表４、図12、14）

表４　環境基準の達成状況（BOD又はCOD：令和７年度）

公共用水域	石川県 類型指定水域数	石川県 達成水域数	石川県 達成率（％）	全国 達成率（％）
河　川	49 (49)	46 (45)	94 (92)	(94)
湖　沼	3 (3)	0 (0)	0 (0)	(51)
海　域	11 (11)	11 (10)	100 (91)	(78)
計	63 (63)	57 (55)	90 (87)	(89)

備考　１.（　）は、令和６年度の値
　　２.北潟湖は県内に環境基準点を設けていないため除く。

表５　全窒素、全リンの環境基準の達成状況（令和７年度）

公共用水域	石川県 類型指定水域数	石川県 達成水域数	石川県 達成率（％）	全国 達成率（％）
湖　沼	3 (3)	0 (0)	0 (0)	(52)
海　域	2 (2)	2 (2)	100 (100)	(90)

備考　１.（　）は、令和６年度の値
　　２．全窒素・全リンともに環境基準を達成している場合に、達成水域とした。

（イ）湖沼の水質

柴山潟、木場潟、河北潟の湖沼では、有機物による汚濁の状況を示すCODの環境基準を達成していません。また、富栄養化の原因となる全窒素、全リンについて、令和７年度は、３水域全てが環境基準を達成していません。（表４、５、図12、15）

（ウ）海域の水質

有機物による汚濁の状況を示すCODの環境基準達成率は、令和７年度で100％でした。

また、富栄養化の原因となる全窒素、全リンの類型指定がされている七尾南湾（甲、乙）について、いずれの海域も環境基準を達成しています。（表４、５、図13、16）

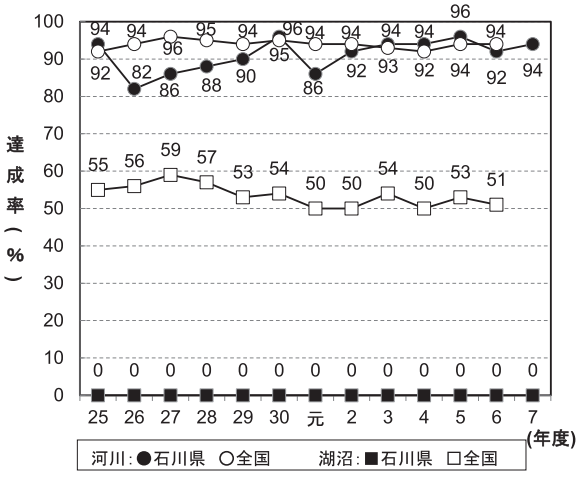


図12　河川・湖沼の環境基準（BOD又はCOD）達成率の推移

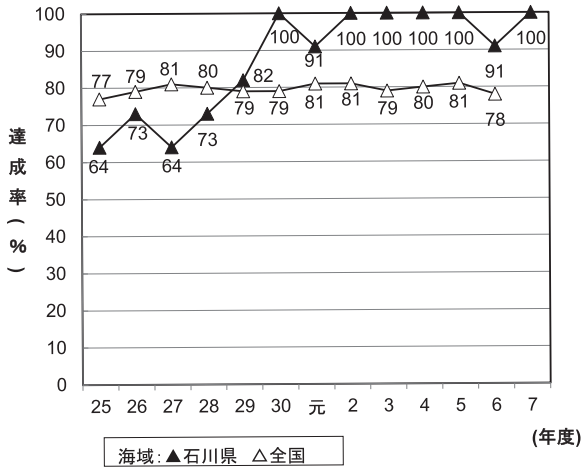


図13　海域の環境基準（COD）達成率の推移

(2) イワナ、フナ等の水生生物の保全に係る水質目標の検討　　＜環境政策課＞

平成15年11月に、水生生物保全環境基準が新たに設定され、基準項目として全亜鉛が規定されました。その後、検討が進められ、平成24年８月にノニルフェノール、平成25年３月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、平成28年３月に底層溶存酸素量が追加されました。

県では、国（国土交通省）や金沢市とともに、実態把握のため全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

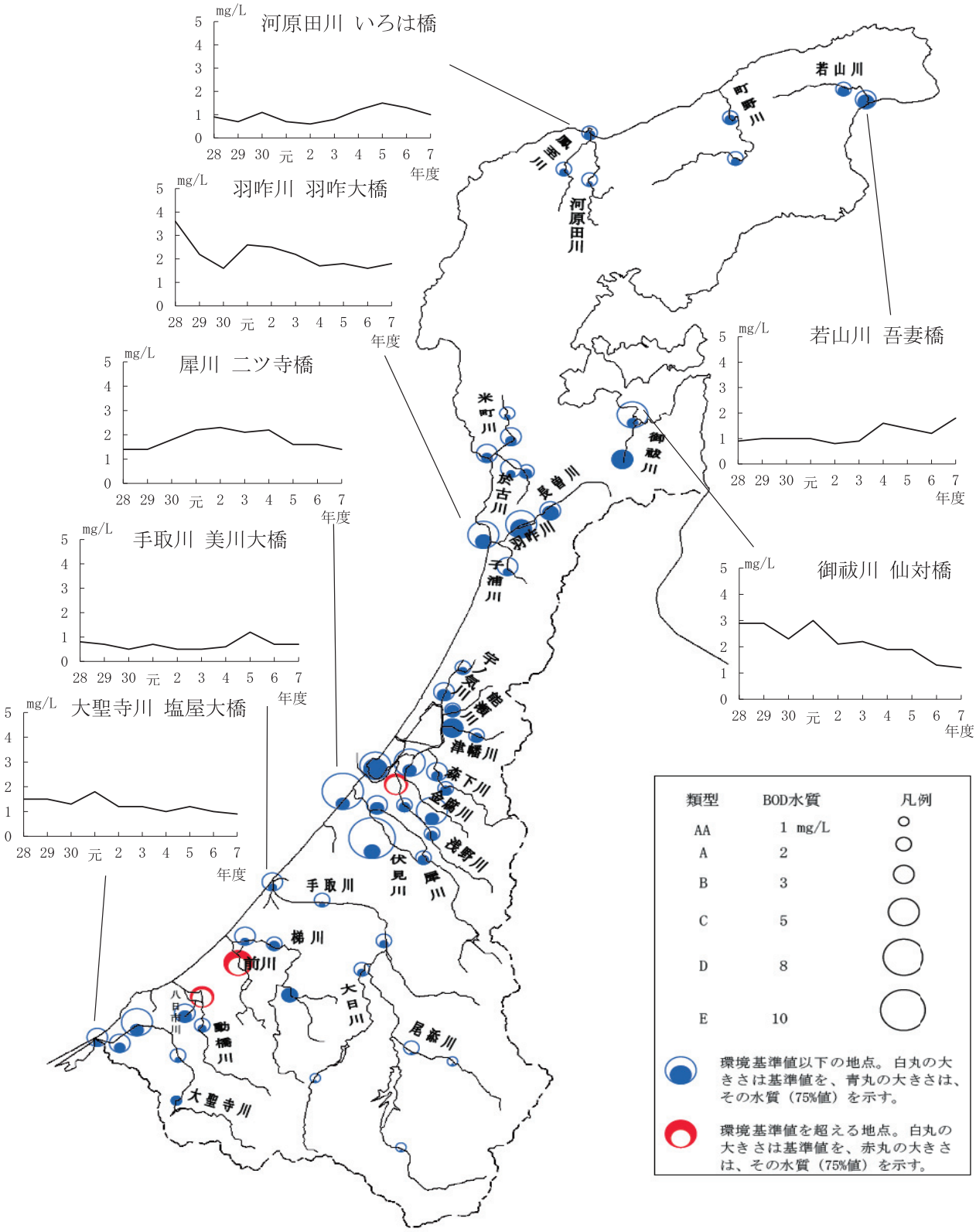


図14　生活環境の保全に関する環境基準達成状況と経年変化－河川－
（BOD の河川環境基準達成状況及び主要河川の BOD75%値の経年変化）

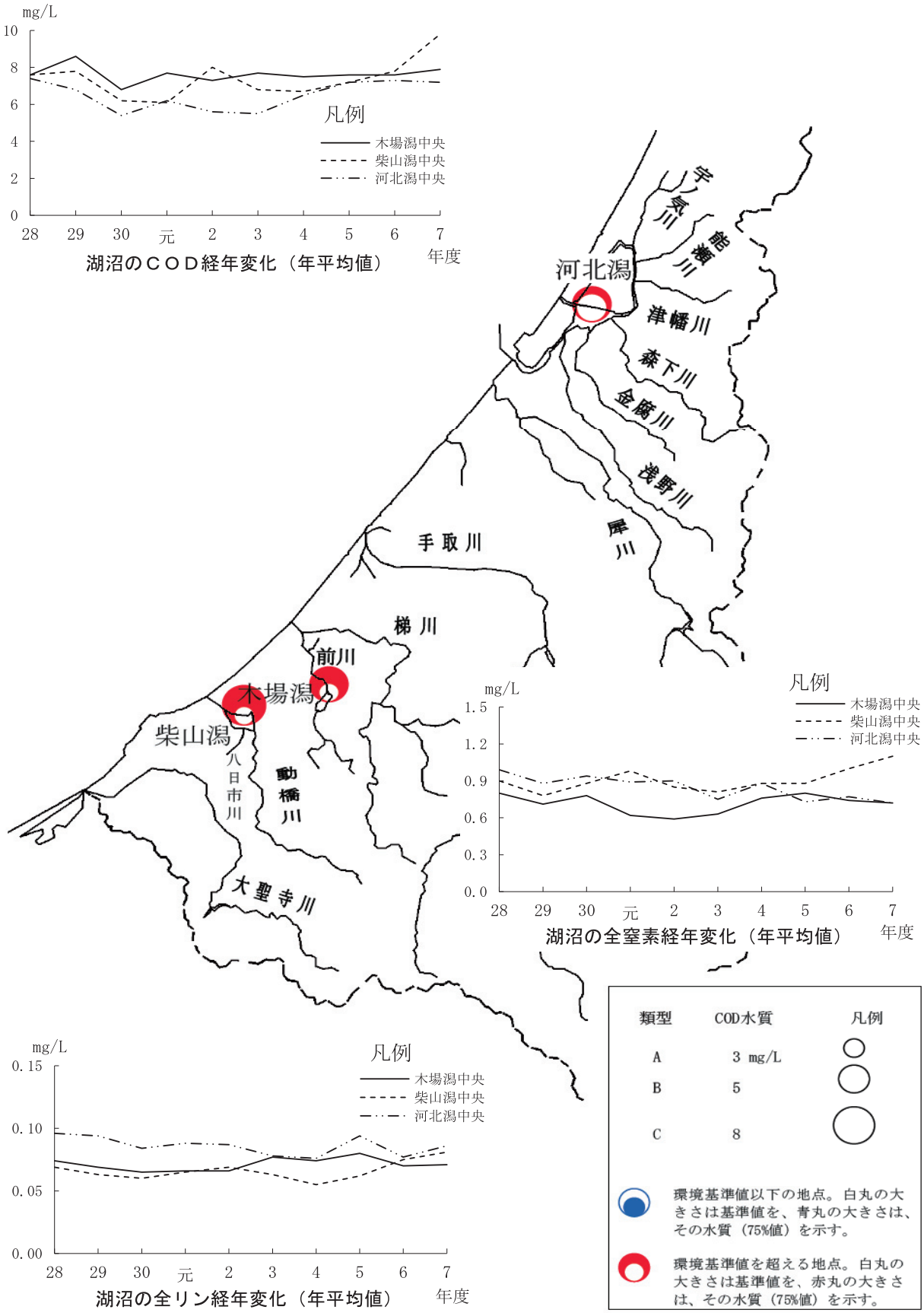


図15　生活環境の保全に関する環境基準達成状況と経年変化－湖沼－
（COD の湖沼環境基準達成状況及び COD75%値、全窒素年平均値、全リン年平均値の経年変化）

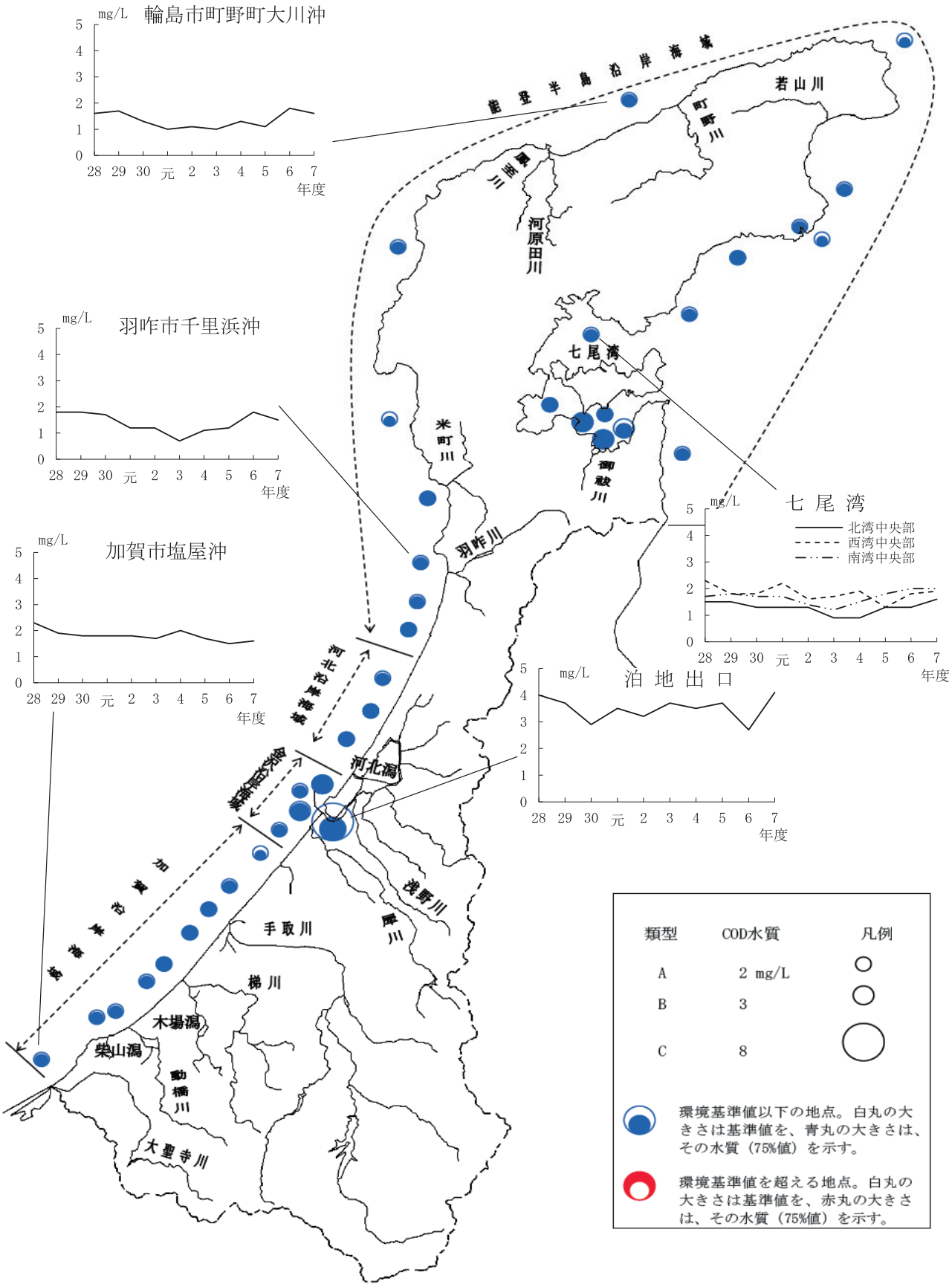


図16　生活環境の保全に関する環境基準達成状況と経年変化－海域－
（COD の海域環境基準達成状況及び COD75%値の経年変化）

の事前調査を河川47水域76地点、湖沼４水域８地点、海域11水域38地点、底層溶存酸素量の事前調査を湖沼４水域８地点、海域11水域38地点で実施しました。

(3) 生活排水処理施設整備の推進

＜都市計画課＞

令和６年度末の下水道、集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設整備率は、前年度より0.1%増の95.4%となっています。本県では、未整備地域の早期解消を目的として、令和３年度に策定した「生活排水処理構想2022」の「生活排水処理構想エリアマップ（図17)」に基づき、地域の実情に応じた、低コストかつ効率的な整備が図られるよう、各生活排水処理施設の整備を促進しています。

①　公共下水道

公共下水道は、主に市街地において、生活環境や公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を図ることを目的に、市町が整備しています。

本県では、川北町を除く全ての市町（川北町は下水道以外の生活排水処理施設を整備）で下水道事業を実施し、供用を開始しています。

また、特定環境保全公共下水道は、市街化区域以外の区域において、自然環境の保全または農山漁村における水質保全を図ることを目的に、12市町において整備供用されています。

②　流域下水道

流域下水道は、二以上の市町から下水を集めて広域的・効率的に処理する事業であり、地域の生活環境や公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を図ることを目的に、県が整備しています。

本県では、犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区)、加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）において供用を開始しており、現在、計画的に流域管渠や処理場の耐震工事や長寿命化工事を進めています。

③　農業集落排水・漁業集落排水・林業集落排水施設

農業集落排水施設は、主に農業振興地域内の集落において、農業用排水等の水質保全、生活環境の改善を目的として、漁業集落排水施設は、指定漁港背後の漁業集落において、生活環境基盤整備を目的として、また、林業集落排水施設は、林業振興地域の林業集落において、生活環境基盤整備を目的として市町により整備されています。

本県では、農業集落排水施設は14市町で、漁業集落排水施設は４市町で、林業集落排水施設は１町で整備されています。

④　合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、主に郊外集落や農山村地域などの人口散在地域での整備に適しており、生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として、県や市町ではその普及に努めています。

(4) 下水道等への接続促進と単独浄化槽から合併浄化槽への転換の促進　＜都市計画課＞

下水道、集落排水が整備された区域であっても、各家庭や事業場等が下水道等に接続していない場合があり整備効果を発揮するためにも県及び各市町では早期接続の促進に努めています。

また、し尿のみを処理する単独浄化槽では生活雑排水が未処理のまま放流され、公共用水域の水質に悪影響を及ぼすことから合併処理浄化槽への転換を促しています。

(5) 工場・事業場からの排水規制の継続実施

＜環境政策課＞

①　工場・事業場の排水基準

自動式車両洗浄施設など「水質汚濁防止法」で規定されている特定施設を設置する工場・事業場を特定事業場と言い、日平均50m^3以上の排水を排出する特定事業場には「水質汚濁防止法」に定める排水基準及び県条例により定める上乗せ排水基準が適用されます。

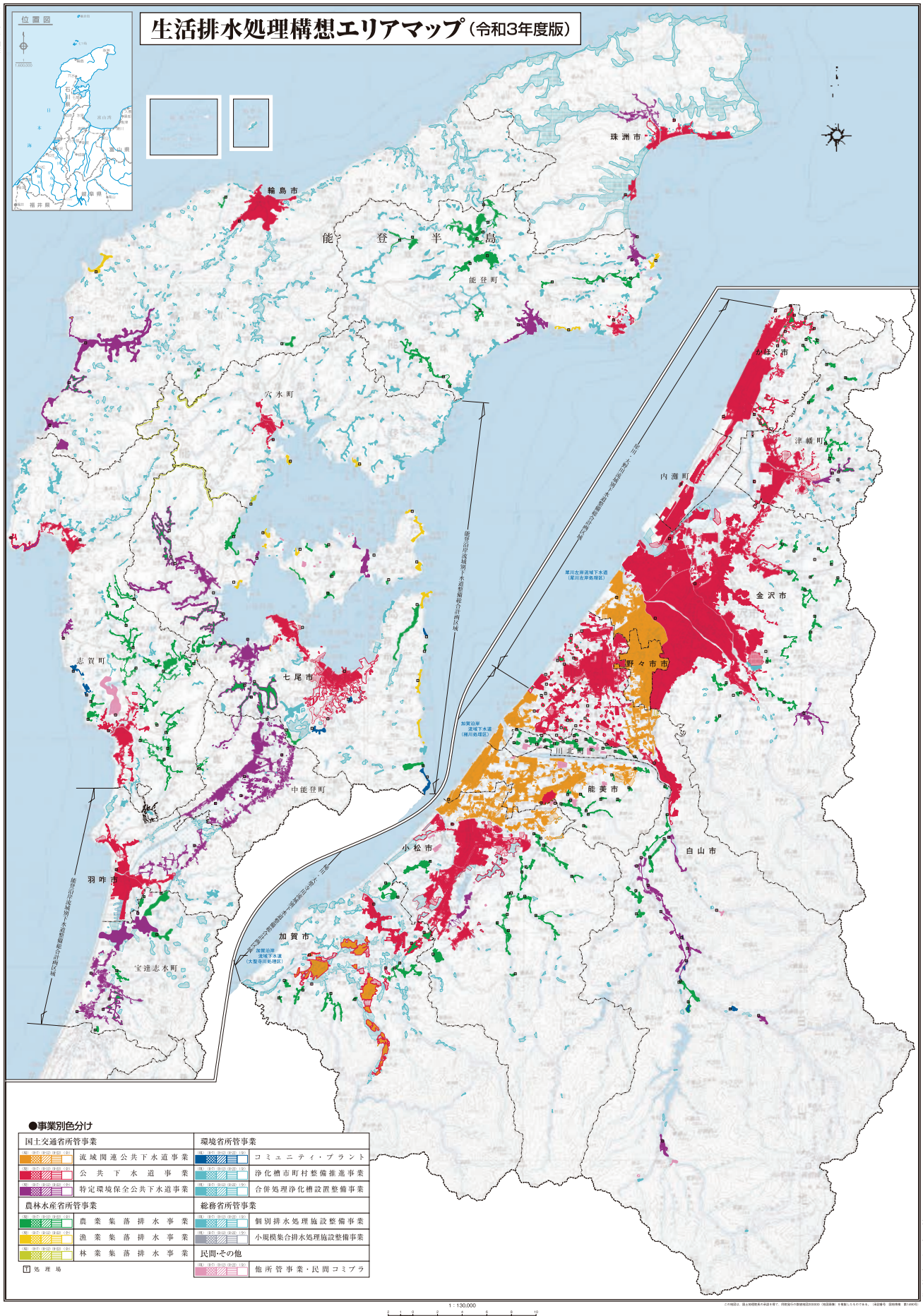


図17　生活排水処理構想エリアマップ

上乗せ排水基準とは、「水質汚濁防止法」に定める排水基準より厳しい基準を県条例で規定したものです。

また、平成24年５月、６月に「水質汚濁防止法」が改正され、対象となる有害物質と特定施設が追加されるとともに、地下水汚染を未然に防止するため、有害物質の貯蔵施設に対する届出義務､構造基準の遵守義務が規定されています。

②　特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の状況

県内には、令和７年度末現在、排水基準が適用される特定事業場が649件あります。このうち有害物質を取り扱う事業場は200件です。特定事業場の種類としては、ホテル・旅館が多くを占めています。

また、有害物質貯蔵指定事業場は37件です。

③　排水監視

県では、排水基準が適用される特定事業場について、排水基準を守っているかどうかを監視し、排水基準に適合していない場合は、排水処理施設の改善などの指導を行っています。違反率については、水質汚濁に対する社会の目が厳しくなったことと事業者自身の努力とが相まって、昭和60年度の20.6％に対し、令和７年度には7.9％まで減少しています。

(6) 地域で取り組む生活排水対策の普及啓発

＜環境政策課＞

生活排水による汚濁負荷の大きい閉鎖性水域などにおいて水質浄化を進めるためには、県、市町及び流域住民がそれぞれの役割を分担し、相互に連携しながら取り組んでいくことが大切です。

県では、環境フェアにおいて、湖沼に関連した展示を行うなど、生活排水処理対策の必要性や水環境の改善の大切さについて、県民の理解を深めるための事業を行っています。

■　生活排水対策推進計画

（木場潟流域）
流域市町：小松市
策定年月：平成６年３月（第２次：平成24年３月）
計画の目標：
○基本理念　「水郷の里の復活」
○基本方針　・公共下水道の推進
　　・合併処理浄化槽の設置推進
　　・啓発活動の実践
○計画目標年次　平成38年

○目標水質　湖沼Ａ類型　COD３mg／ℓ以下

（河北潟流域）
流域市町：金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
策定年月：平成８年３月（第２次：平成27年３月）
計画の目標：
○水辺のイメージ目標
　「水鳥が群れ、魚が躍り、人がやすらぐ悠遊空間」
○基本方針　・生活排水処理施設の整備促進
　　・窒素とリンの削減・啓発活動の推進
　　・広域的取り組みの推進
○計画目標年次　平成41年

○目標水質　湖沼Ｂ類型　COD５mg／ℓ以下

（柴山潟流域）
流域市町：加賀市、小松市
策定年月：平成８年３月（第２次：平成28年９月）
計画の目標：
○基本理念
　「甦れ！柴山潟（澄んだ水・豊かな自然・安らげる空間を求めて）」
○基本方針　・下水道整備事業等の持続的な推進
　　・合併処理浄化槽の普及推進
　　・啓発活動の推進等
○計画目標年次　平成42年

○目標水質　湖沼Ａ類型　COD３mg／ℓ以下

（七尾南湾流域）
流域市町：七尾市
策定年月：平成８年３月（第２次：平成31年３月）
計画の目標：
○目標イメージ
　「能登の里海　七尾湾　これまでもこれからも」
○基本方針　・生活排水処理施設の整備
　　・啓発活動の推進
　　・河川・海岸漂着物への対応
○計画目標年次　平成55年
○目標水質
　七尾南湾の流入河川において、環境基準を全ての地点・水質項目で達成

(7) 閉鎖性水域の水質浄化対策の検討

＜環境政策課＞

① 生活排水対策推進計画の策定

近年の公共用水域の水質汚濁の状況をみると、木場潟、柴山潟、河北潟の湖沼や七尾南湾などの閉鎖性水域では、水が入れ替わりにくいため汚濁物質がたまりやすく、しかも汚濁の改善が難しいという性質をもっていることから、他の水域に比較して環境基準の達成率が低い状況にあります。

これらの閉鎖性水域の汚れ（COD）の40％～60％が生活系排水が原因であったことから、生活排水対策が強く求められました。そこで、県では、閉鎖性水域の水質改善を総合的・計画的に進めるため、平成５年５月に木場潟流域を、平成７年３月に河北潟、柴山潟、七尾南湾流域をそれぞれ「水質汚濁防止法」に基づく「生活排水対策重点地域」に指定しました。

それを受けて関係市町では、「生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水処理施設の整備や家庭でできる生活排水対策の普及など、ハード、ソフトの両面から浄化対策を進めています。

(8) 閉鎖性水域の水質改善に向けた調査研究等の推進

① 水質浄化材 ＜環境政策課＞

県内３湖沼の水質は、下水道の整備等により徐々に改善されてきましたが、窒素やリンを栄養源とした植物プランクトンの増殖（内部生産）が環境基準の達成を難しくしています。

このため県では河北潟西部承水路にて、国の委託を受け、公募した水質浄化技術について平成18年度から20年度に６技術の浄化実験を、平成21年度から23年度に３技術の耐久性実験を実施しました。

これらの実験結果を踏まえ、平成25年度から河北潟内灘排水機場吐出口に水質浄化材を設置し、浄化効果を検証してきましたが、耐久性等に課題が見られたため、軽量化等の改良を行い、平成29年度から実証実験を再開し、水質浄化の効果や耐久性の検証を行っています。



水質浄化材

② 直接浄化対策

＜農業基盤課・河川課＞

木場潟では、水質浄化を目的として、平成12年度から「大日川からの清流水（最大1.86m^3／S）の導入」及び「水と緑のふれあいパーク」（施設面積800m^2、処理水量2,400m^3／日）における水生栽培による植物浄化が実施されています。

(9) 地下水の計画的水質監視・汚染対策の実施

＜環境政策課＞

① 地下水の現状

県では地下水の状況を把握するため、令和７年度においても金沢市とともに、地下水（井戸）252井で水質を測定しています。

② 地下水の水質基準

平成９年３月に「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が告示されました。この環境基準では、人の健康を保護するため、公共用水域の環境基準健康項目と同じ重金属、揮発性有機化合物などが設定されています。

また、地下水の水質を保全するため、特定事業場からの有害物質の地下浸透の禁止に加え、汚染された地下水を浄化する必要性から、地下水の浄化に係る措置命令の規定が、平成９年４月の水質汚濁防止法の改正により盛り込まれています。

③ 地下水の水質（令和７年度）

ア 概況調査

県では金沢市以外の10市８町の68井でトリクロロエチレン等28項目について測定をおこなったところ、七尾市の１井でヒ素が、羽咋市の１

井でヒ素が、小松市の１井でホウ素が、輪島市の１井で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過しました。金沢市測定分については、金沢市の７井でトリクロロエチレン等28項目の測定を行ったところ、１井でトリクロロエチレンが環境基準値を超過しました。

イ　汚染井戸周辺地区調査

概況調査においてヒ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素又はトリクロロエチレンが環境基準値を超過した井戸及び揮発性有機化合物が環境基準値以下で検出した井戸については、周辺の地下水汚染状況を把握するため、36井戸で追加調査を行いました。

その結果、羽咋市の３井でヒ素が、輪島市の１井で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が新たに環境基準値を超過しました。

また、事業者の自主調査においてテトラクロロエチレンが環境基準値を超過した井戸についても、周辺の地下水汚染状況を把握するため、15井戸で追加調査を行いました。

その結果、環境基準値を超過する井戸はありませんでした。

ウ　定期モニタリング調査（継続監視）

これまでの概況調査等で環境基準を超過した井戸については、継続監視を行っています。

トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物については８市３町の79井のうち、津幡町、羽咋市及び志賀町の各１井、金沢市の２井で、環境基準値を超過しました。

ヒ素が検出されている７市６町の33井で継続監視を行ったところ、羽咋市の７井、小松市の４井、能美市、内灘町及び穴水町の各３井、加賀市の２井、珠洲市、津幡町、中能登町及び能登町の各１井で、ヒ素の環境基準値を超過しました。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されている小松市の２井で継続監視を行ったところ、環境基準値を超過する井戸はありませんでした。

フッ素が検出されている４市の９井で継続監視を行ったところ、加賀市の６井、白山市及び能美市の各１井で、フッ素の環境基準値を超過しました。

ホウ素が検出されている１市１町の２井で継続監視を行ったところ、小松市の１井でホウ素の環境基準値を超過しました。

総水銀が検出されている能美市の１井で継続監視を行ったところ、１井で総水銀の環境基準値を超過しました。

エ　指導・対策等

環境基準値を超過した井戸については、直ちに飲用の中止、上水道への切り替えなどの指導をするとともに、今後も継続して監視を行うこととしています。

また、揮発性有機化合物について汚染源が特定されている事業場においては、揚水ばっ気などの浄化対策が実施されています。

(10) PFOS 及び PFOA の監視

PFOS 及び PFOA は、泡消火薬剤、金属メッキ、半導体など様々な用途で使用されてきましたが、健康への影響から、現在は製造や輸入が禁止されています。

しかし、近年、全国で PFOS 及び PFOA が検出されており、社会的関心が高まっていることから、県では、金沢市とともに、公共用水域および地下水の水質を測定しています。

①　河川の調査（令和７年度）

ア　環境中の濃度調査

県内36地点で調査を行い、金沢市の１地点で指針値を超過しました。

イ　超過地点周辺の追加調査

金沢市の15地点で追加調査を行い、11地点で指針値を超過しました。このほか、白山市の３地点で追加調査を行い、２地点で指針値を超過しました。

ウ　指導・対策等

今後も継続し、環境中の PFOS 及び PFOA について監視を行うこととしています。

② 地下水の調査（令和７年度）

ア 環境中の濃度調査

県内109地点で調査を行い、超過地点はありませんでした。

イ 超過地点周辺の追加調査

金沢市の26地点で追加調査を行い、５地点で指針値を超過しました。このほか、白山市・能美市の100地点で追加調査を行い、44井戸で指針値を超過しました。

ウ 指導・対策等

指針値を超過した井戸については、直ちに飲用の中止、上水道への切替を指導しています。

今後も継続し、環境中のPFOS及びPFOAについて監視を行うこととしています。

２ 飲料水の安全確保

＜環境政策課＞

(1) 水質管理状況

① 水道事業者の水質管理

水道事業者の水質検査・水質管理は、「石川県水道水質管理計画」（平成５年12月策定、令和８年４月改定）に基づいて実施されています。

本県における水道水源水質は、全般的に良好な状況であり、上水道については、定期水質検査も励行され、浄水水質でも水質基準値に適合するなど適正な水質管理がなされています。

しかし、簡易水道等の一部事業者においては、水質検査の実施等が必ずしも十分とは言えず、管理体制を改善強化することが求められています。

② 水道水源等の水質監視

県では、将来にわたって安全で安心して利用できる水道水を確保するため、県内の地域を代表する主要な水道水源24地点において、水道水質基準項目だけではなく、基準項目以外の有害化学物質等の項目についても水質測定を実施することとしています。（表６）

表６ 水道水源等の水質監視地点

番号	水源名	水質監視地点
1	手取川ダム（石川県水道用水供給事業水源）	手取川第一発電所放流口
2	手取川（石川県水道用水供給事業水源）	鶴来浄水場取水口
3	犀川ダム（金沢市上水道水源）	末浄水場取水口
4	内川ダム（金沢市上水道水源）	犀川浄水場取水口
5	河原田川（輪島市上水道水源）	輪島市浄水場取水口
6	八ケ川ダム（八ケ川）（輪島市上水道水源）	地原浄水場取水口
7	熊木川（七尾市上水道水源）	河内浄水場取水口
8	九谷ダム（大聖寺川）（加賀市上水道水源）	山中浄水場取水口
9	小又川（穴水町上水道水源）	穴水町浄水場取水口
10	小屋ダム（鵜飼川）（珠洲市上水道水源）	宝立浄水場取水口
11	九里川尻川（能登町上水道水源）	内浦浄水場取水口
12	上清水系水源井戸（小松市上水道水源）	上清水７号井
13	高階水源井戸（七尾市上水道水源）	高階２号水源
14	津幡町水源井戸（津幡町上水道水源）	１号水源井
15	羽咋水源井戸（羽咋市上水道水源）	南部５号井
16	野々市市水源井戸（野々市市上水道水源）	東部１号井戸
17	内灘水源井戸（内灘町上水道水源）	アカシア３号井戸
18	志賀町水源井戸（志賀町上水道水源）	第１水源
19	高松水源井戸（かほく市上水道水源）	高松９号井
20	寺井配水区水源井戸（能美市上水道水源）	寺井２号水源井戸
21	宝達志水町森本水源井戸（宝達志水町上水道水源）	森本水源池
22	中能登町水源井戸（中能登町上水道水源）	春木３号水源
23	松任給水区水源井戸（白山市上水道松任給水区水源）	松任給水区10号井
24	美川給水区水源井戸（白山市上水道美川給水区水源）	美川給水区第２水源

これまでの水質監視調査において、有害化学物質については、国の目標値を超えたことはなく、令和７年度調査の結果でも、目標値未満であることを確認しています。

(2) 水道等の水質検査・水質管理の推進

本県の水道水や飲用井戸水においては、これまで健康に影響を及ぼす事態は見られていませんが、世界保健機関（WHO）の水道水ガイドラインの改定やクリプトスポリジウムのような病原性微生物による集団感染の問題も提起されています。

今後とも、安全で安心して利用できる飲料水を確保することが重要です。

このため、県では水道事業者や飲用井戸設置者等に対し、「水道水質管理計画」や、「飲用井戸等衛生対策要領」に基づいた水道等の水質検

査の実施と水質管理の徹底を指導・助言しています。

また、万一、水質監視で水質汚染が判明した場合には、飲料水の安全確保のための調査や対策を講ずるほか、汚染により健康影響が懸念される場合に備え、「健康危機管理飲料水対応マニュアル」を策定しています。

第３　水辺環境の保全

１　生態系や親水に配慮した空間の確保・創出

水辺環境（河川、湖沼、海岸、農業用水等）は多様な動植物の生息・生育場所であり、自然と人とのふれあいの場でもあります。以前は、こうした水辺環境の機能にあまり目を向けることはなく、ともすれば水資源を効率的に利用することや水災害を防止することが優先されてきましたが、近年は、水辺環境の再生が求められ、徐々に環境に配慮した工法が普及しはじめてきています。

(1) 多自然川づくりの推進

＜河川課＞

多自然川づくりとは、必要とされる治水上の安全性を確保した上で、動植物の良好な生育環境を保全または復元することを目指した川づくりです。県では、動植物や親水性への配慮を目的とし、市町の河川管理担当などの実務者用に「いしかわの多自然型川づくりハンドブック」を作成するなど多自然川づくりを推進しています。

(2) 環境に配慮した土地改良事業の継続実施

＜農業基盤課＞

県では、農業用水路やため池整備など土地改良事業を実施する際、環境に対する負荷を回避・低減する取組を行っています。

農業用水路の整備では、一部の水路の底打ちをしないなど、地下水の涵養や水生植物、魚類の生態系に配慮しています。

また、仮設水路等に魚類等の保護を行ってから工事に着手するよう努めるとともに、管理用通路を整備することにより、親水性にも配慮しています。

ため池の整備においても、工事期間中、水生昆虫類、魚類等の生息域を確保するなど生態系に配慮しています。

(3) 県民参加による水辺環境整備等の推進

＜農業基盤課＞

県では、ほ場整備などの土地改良事業の実施の際に、地元関係者を含めた生き物調査やワークショップを開催するなど、多様な動植物の生息・生育場所である水辺環境に配慮した工事に取り組んでいます。

第２節　大気環境・土壌環境の保全、化学物質関係

１　大気環境の保全

＜環境政策課＞

(1) 大気環境の現況

①　大気汚染に係る環境基準

大気汚染に関しては、「人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの環境基準が定められています。

②　大気汚染の常時監視

本県では、県と金沢市及び七尾市が、一般環境の大気汚染を監視する一般環境大気測定局23局と交通量の多い道路沿道の大気汚染を監視する自動車排出ガス測定局４局を設置し、大気汚染の状態を常時監視（モニタリング）しています。（図18、表７）

表７　大気測定局の設置数（令和８年３月末現在）

区分＼設置者	石川県	金沢市	七尾市	合　計
一般環境大気測定局	16局	６局	１局	23局
自動車排出ガス測定局	１局	３局		４局
合　計	17局	９局	１局	27局
移動測定車	１台			１台

令和７年度の環境基準の達成状況（表８）を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については、全測定局で環境基準を達成していました。

一方で、光化学オキシダントは全測定局で環境基準を達成しておらず、今後とも十分な監視が必要です。

全国的にも環境基準の達成率が極めて低い光化学オキシダントは、呼吸器系や気候変動への影響が懸念されており、環境省は令和４年１月に光化学オキシダント対策ワーキングプランを策定しました。これに基づき、科学的知見の取りまとめや検討を行い、大気の環境基準の告示を令和８年１月に改正しました。また、新たに微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプランを策定し、引き続き対策を進めることとしています。

なお、常時監視データ及び緊急時情報については県のホームページにて、24時間リアルタイムで情報提供しています。

ホームページアドレスは

https : //www.ishikawa-taiki.com

です。

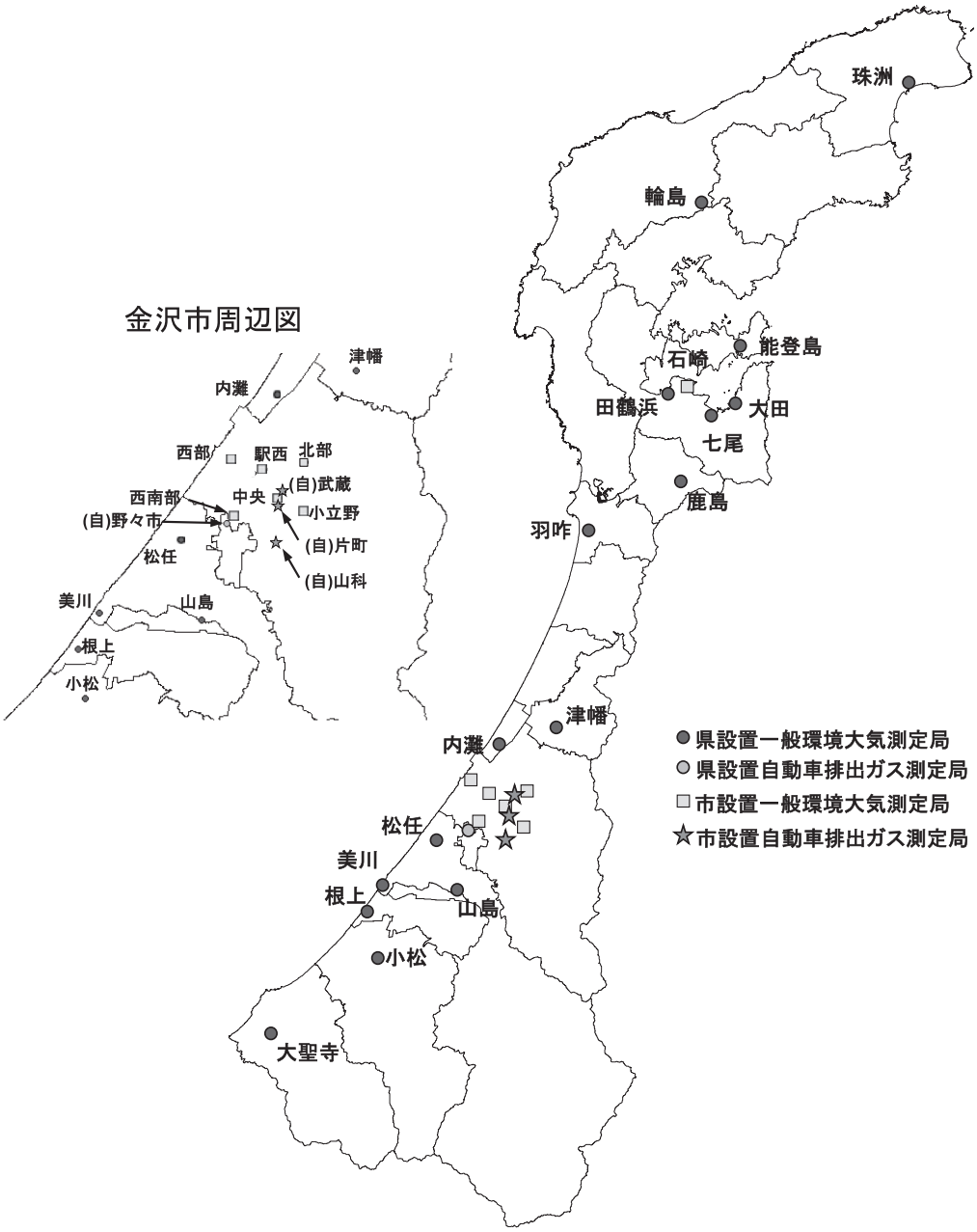


図18　県内における大気汚染常時監視網（令和８年３月末現在）

③　一般環境大気測定局における測定結果
（令和７年度）

ア　二酸化硫黄

二酸化硫黄を測定する９局における年平均値は0.000ppm であり、近年は横ばい傾向です。（図19）

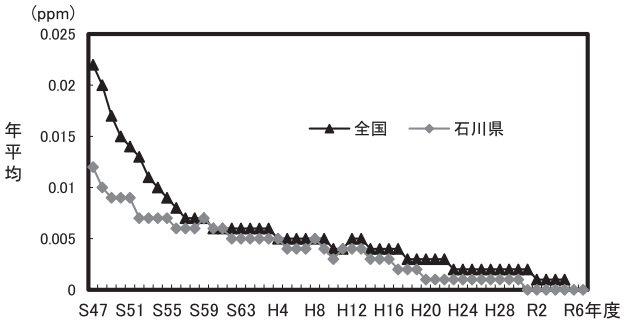


図19　二酸化硫黄濃度の経年変化（一般環境局：年平均値）

また、日平均値の年間２％除外値（１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、高いほうから数えて２％の範囲にある測定値を除外した後の最高値）は、0.001～0.002ppmの範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準（0.04 ppm）を達成していました。

イ　二酸化窒素

二酸化窒素を測定する17局における年平均値

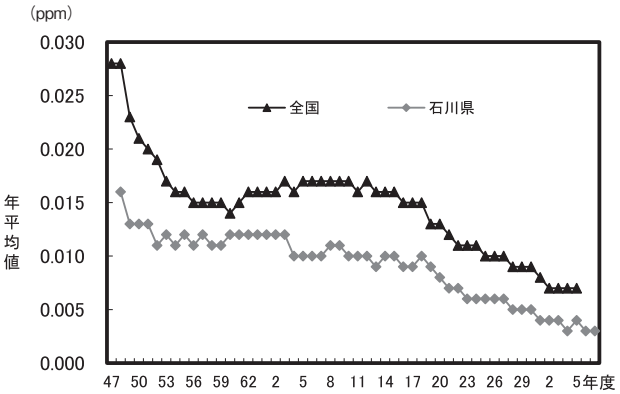


図20　二酸化窒素濃度の経年変化（一般環境局：年平均値）

表８　環境基準の達成状況

（一般環境大気測定局）

項目	区分＼年度	25	26	27	28	29	30	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７	全国（R5年度）
二酸化硫黄（SO_2）	測定局数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	858
	達成率（%）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	99.8
二酸化窒素（NO_2）	測定局数	17	17	17	17	17	17	17	17	17	※16	17	17	17	1,164
	達成率（%）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント（O_X）	測定局数	17	17	17	17	17	17	17	17	17	※16	17	17	17	1,137
	達成率（%）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.1
一酸化炭素（CO）	測定局数	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	51
	達成率（%）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質（SPM）	測定局数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	1,213
	達成率（%）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
微小粒子状物質（PM2.5）	測定局数	7	12	14	14	14	14	14	14	14	※13	14	14	14	867
	達成率（%）	14	92	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※令和４年度は中央局休止

（自動車排出ガス測定局）

項目	区分＼年度	25	26	27	28	29	30	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７	全国（R5年度）
二酸化窒素（NO_2）	測定局数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	357
	達成率（%）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一酸化炭素（CO）	測定局数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	209
	達成率（%）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質（SPM）	測定局数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	347
	達成率（%）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
微小粒子状物質（PM2.5）	測定局数	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	233
	達成率（%）	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

は0.002～0.005ppmの範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。(図20)

また、日平均値の年間98%値（１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、低いほうから数えて98%目に当たる値)は、0.004～0.012ppmの範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準（0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下）を達成していました。

ウ　光化学オキシダント

光化学オキシダントを測定する17局における昼間（午前５時～午後８時）の日最高１時間値の年平均値は、0.045～0.049ppm の範囲にあり、近年は、概ね横ばいの傾向です。

また、昼間の１時間値の最高値は、0.082～0.088ppm の範囲にあり、全測定局で環境基準（0.06ppm）を超過していましたが、これは本県に限らず全国的な状況です（令和５年度における全国の環境基準達成率0.1%)。

光化学オキシダントについて

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させます。気象条件によっては、この光化学オキシダントがたまり、白くもやがかかったような状態になることがあり、この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。光化学オキシダントは、春から夏にかけて、気温が高く、日差しが強く、風があまりないような日に高濃度となります。光化学オキシダントによる被害としては、「目がチカチカする」、「のどが痛む」などの症状のほか、頭痛・はきけ・息苦しいなどの症状が出るといわれています。そこで、昭和48年５月に光化学オキシダントの環境基準が設定されました。

〔光化学オキシダントの環境基準
１時間値が0.06ppm 以下であること。〕

エ　一酸化炭素

一酸化炭素を測定する１局における年平均値は0.2ppm で、近年は、概ね横ばいの傾向です。(図21)

また、日平均値の年間２%除外値は0.4ppmで、年間にわたる環境基準（10ppm）を達成していました。

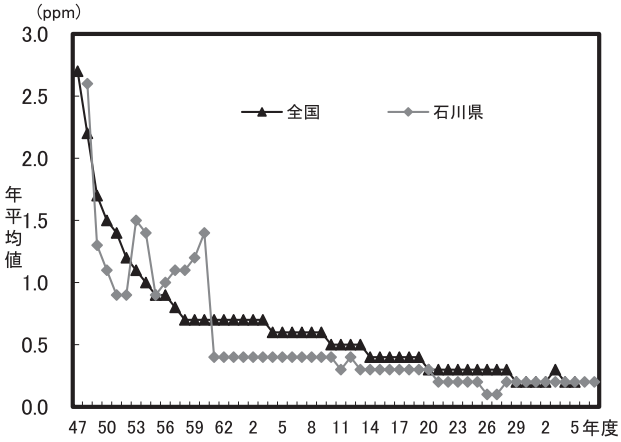


図21　一酸化炭素濃度の経年変化（一般環境局：年平均値）

オ　浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（大気中に浮遊する粒子のうち粒径が10マイクロメートル以下の粒子）を測定する18局の年平均値は、0.008～0.013mg/m^3の範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。(図22)

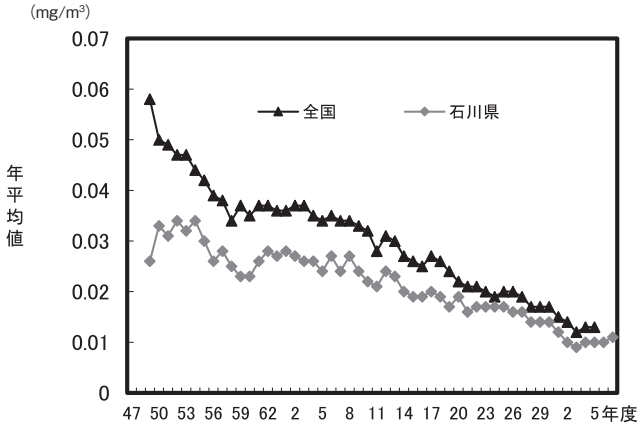


図22　浮遊粒子状物質濃度の経年変化
（一般環境局：年平均値）

また、日平均値の年間２%除外値は0.023～0.036mg/m^3の範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準（0.10mg/m^3）を達成していました。

カ　微小粒子状物質（PM2.5）

平成21年９月に微小粒子状物質（大気中に浮遊する粒子のうち平均直径が2.5マイクロメートル以下の粒子）の環境基準が新たに定められ、平成22年度から微小粒子状物質を監視しています。

微小粒子状物質を測定する14局における年平均値は、6.0～8.5μg/m³の範囲にあり、経年的には横ばいから減少傾向です。（図23）

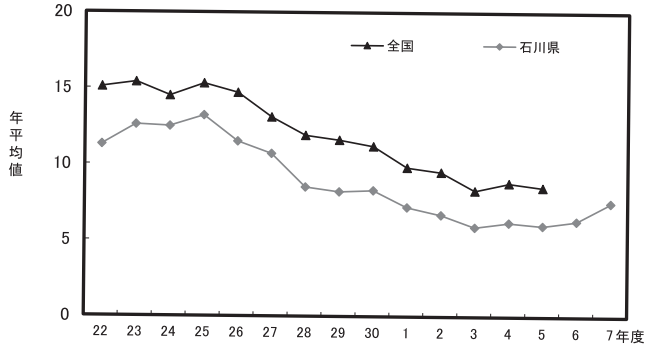


図23　微小粒子状物質濃度の経年変化
（一般環境局：年平均値）

月別の平均値は、春季から夏季にかけて高く、秋季から冬季にかけて低くなる傾向が見られます。（図24）

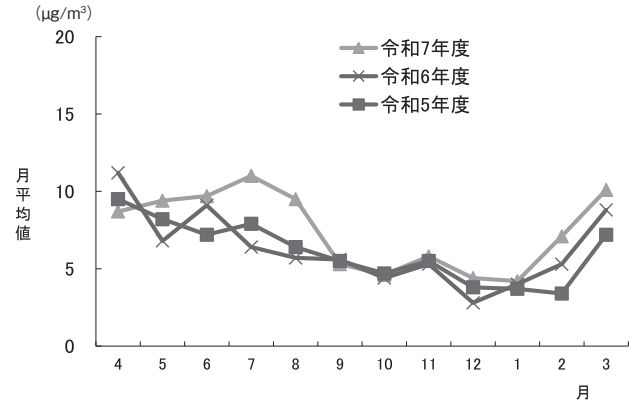


図24　微小粒子状物質濃度の経月変化
（一般環境局：月平均値）

令和７年度は14局とも長期基準（１年平均値が15μg/m³）及び短期基準（１日平均値の年間98％値が35μg/m³）を達成していたことから、14測定局すべてで環境基準を達成（長期基準と短期基準をともに達成）していました。（表９）

表９　微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成状況（一般環境局）

（単位：μg/m³）

測定局	長期基準 年平均値 15μg/m³以下	評価	短期基準 1日平均値の年間98％値 35μg/m³以下	評価	環境基準達成状況	（参考）1日平均値の最高値
珠　洲	7.3	○	18.5	○	○	24.7
輪　島	6.5	○	17.9	○	○	24.3
七　尾	7.3	○	18.9	○	○	29.2
羽　咋	8.2	○	20.5	○	○	29.3
津　幡	8.2	○	22.0	○	○	33.6
内　灘	8.5	○	22.5	○	○	34.7
北　部	7.4	○	21.1	○	○	38.5
西南部	7.6	○	20.7	○	○	31.4
小立野	6.0	○	18.0	○	○	39.9
西　部	7.0	○	21.2	○	○	36.5
中　央	6.2	○	18.4	○	○	35.8
松　任	8.2	○	22.3	○	○	38.9
小　松	8.1	○	22.4	○	○	39.6
大聖寺	8.2	○	22.4	○	○	38.1

※１日平均値の年間98％値とは
１年間を通じて得られた１日平均値のうち、低い方から数えて98％目に当たる値
（例）　測定日数が365日の場合、低い方から358番目の値（高いほうから８番目）

微小粒子状物質（PM2.5）について

大気中に浮遊する粒子状の物質については、粒径が10μm（マイクロメートル）以下の物質を浮遊粒子状物質（SPM）として環境基準が設定されていました。

この浮遊粒子状物質よりも粒径が小さい2.5μm以下の粒子は、肺の奥まで入りやすいため、呼吸器系、循環器系（心血管系）、免疫系などに影響を与えるおそれがあります。

そこで、平成21年９月に新たに微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定されました。

PM2.5の環境基準
１年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、
１日平均値が35μg/m³以下であること。

④　自動車排出ガス測定局における測定結果
（令和７年度）

ア　二酸化窒素

二酸化窒素を測定する４局における年平均値は、0.003～0.011ppmの範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。（図25）

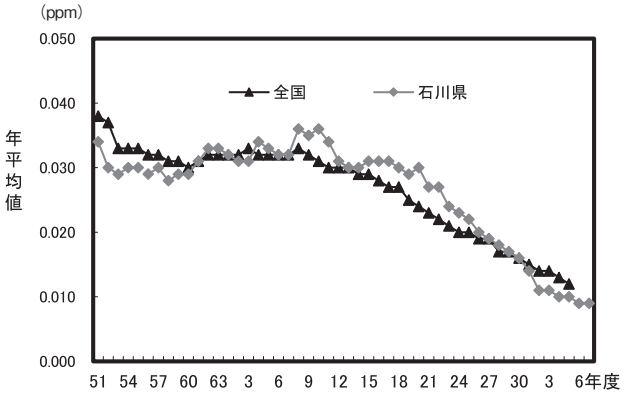


図25　二酸化窒素濃度の経年変化
（自動車排出ガス局：年平均値）

また、日平均値の年間98％値は、0.006～0.020 ppmの範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準（0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下）を達成していました。

イ　一酸化炭素

一酸化炭素を測定する４局における年平均値は、0.1～0.4ppmの範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。（図26）

また、日平均値の年間２％除外値は、0.2～0.9 ppmの範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準（10ppm）を達成していました。

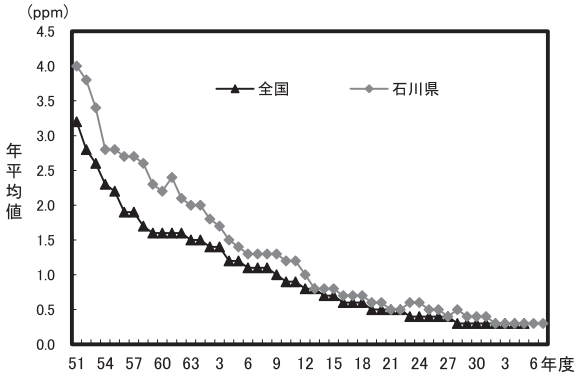


図26　一酸化炭素濃度の経年変化
（自動車排出ガス局：年平均値）

ウ　浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質を測定する４局における年平均値は0.011～0.014mg/m^3の範囲にあり、近年は横ばいから減少傾向です。（図27）

また、日平均値の年間２％除外値は、0.026～0.032mg/m^3の範囲にあり、全測定局で年間にわたる環境基準（0.10mg/m^3）を達成していました。

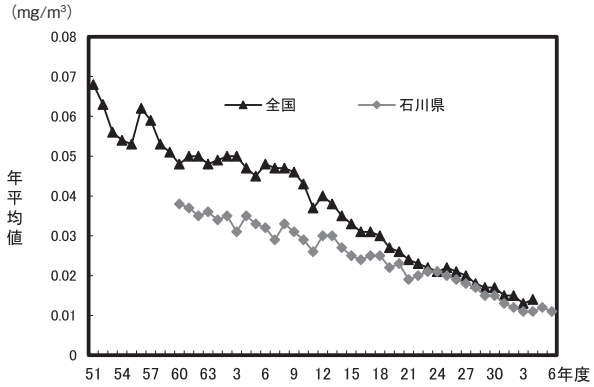


図27　浮遊粒子状物質濃度の経年変化
（自動車排出ガス局：年平均値）

エ　微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質を測定する２局については、いずれも環境基準を達成していました。（表10）

表10　微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成状況（自動車排出ガス局）

（単位：μg/m^3）

測定局	長期基準		短期基準		環境基準達成状況	（参考）１日平均値の最高値
	年平均値		１日平均値の年間98％値			
	15μg/m^3以下	評価	35μg/m^3以下	評価		
山　科	6.5	○	19.2	○	○	34.4
野々市	7.6	○	20.3	○	○	35.3

※１日平均値の年間98％値とは
１年間を通じて得られた１日平均値のうち、低い方から数えて98％目に当たる値
（例）測定日数が365日の場合、低い方から358番目の値（高いほうから８番目）

⑤　有害大気汚染物質の現況

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長期的な摂取により健康被害が生ずるおそれのある物質のことで、県と金沢市が県内の６地点で常時監視を行っています。

令和７年度の調査結果では、環境基準が定められているベンゼン等４物質は、すべての調査地点で環境基準を達成していました。

また、指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための数値）が定められているアクリロニトリル等11物質についても、すべての調査地点で指針値を下回っていました。（表11）

(2) 大気環境の保全対策

① 大気汚染物質の排出規制

ア 硫黄酸化物

ボイラー等のばい煙発生施設に対する硫黄酸化物の排出は、「大気汚染防止法」に基づくＫ値（煙突の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を定める規制方式）で規制されています。

基準となるＫ値（数値が小さいほど厳しい）は、全国では地域によって3.0から17.5の範囲で定められており、本県では金沢市、白山市（平成17年２月の合併前の松任市及び美川町の地域に限る）及び野々市市は8.76、その他の地域は17.5と定められています。

イ 窒素酸化物

窒素酸化物は、人の健康に影響を及ぼすばかりでなく、光化学オキシダント生成の主要な原因物質とされています。この発生源としては、工場や事業場の他に自動車があげられます。

工場や事業場のばい煙発生施設に対しては、「大気汚染防止法」に基づく排出濃度の規制が行われています。

また、自動車に対しては、個々の自動車の製造段階における規制（自動車排出ガス規制における単体規制）が行われており、その規制は順次強化されています。

ウ その他の大気汚染物質

工場や事業場のばい煙発生施設から排出されるばいじん、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素並びに鉛及びその化合物については、「大気汚染防止法」に基づき、施設の種類や規模によって排出基準値が定められています。

また、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物についても、平成18年４月から排出規制が開始されています。

表11　令和７年度有害大気汚染物質測定結果

（単位：μg/m³（※1）ng/m³）

区分	有害大気汚染物質		一般環境			沿道		固定発生源周辺	指標等 1)環境基準 2)指針値 3)６年度全国平均値
			七尾	小松	金沢（駅西）	野々市	金沢（山科）	いしかわ子ども交流センター小松館	
環境基準設定物質	ベンゼン		0.49	0.46	0.41	0.60	0.35		1)3以下
	トリクロロエチレン		0.030	0.036	0.033	0.044	0.022		1)130以下
	テトラクロロエチレン		0.025	0.023	0.025	0.030	0.025		1)200以下
	ジクロロメタン		0.94	1.3	0.76	1.0	0.68		1)150以下
指針値設定物質	アクリロニトリル		0.017	0.018		0.013			2)2以下
	アセトアルデヒド		0.98	1.2	2.5	1.2	2.8		2)120以下
	塩化ビニルモノマー		0.010	0.007		0.007			2)10以下
	塩化メチル		1.3	1.2		1.3			2)94以下
	クロロホルム		0.23	0.21		0.22			2)18以下
	1,2-ジクロロエタン		0.21	0.17		0.16			2)1.6以下
	水銀及びその化合物	※1	2.3	1.9	1.5	3.1	1.7		2)40以下
	ニッケル化合物	※1	0.35	0.52	0.64	0.73	0.69		2)25以下
	ヒ素及びその化合物	※1	0.98	0.71	0.26	0.69	0.27		2)6以下
	1,3-ブタジエン		0.017	0.019		0.031			2)2.5以下
	マンガン及びその化合物	※1	3.2	9.7	2.2	6.9	2.5	23	2)140以下
上記以外の有害大気汚染物質	クロム及びその化合物	※1	0.56	1.0	0.43	1.6	0.47		3)4.1
	六価クロム化合物（※2）	※1			0.020		0.012		3)0.21
	クロム及び三価クロム化合物（※2）	※1			0.41		0.30		3)3.3
	酸化エチレン		0.084	0.087	0.048	0.092	0.046		3)0.059
	トルエン		0.82	1.1		1.9			3)4.3
	ベリリウム及びその化合物	※1	0.0025	0.0025	0.005	0.0041	0.005		3)0.014
	ベンゾ[a]ピレン	※1	0.021	0.013	0.044	0.027	0.025		3)0.18
	ホルムアルデヒド		1.7	1.4	2.3	1.7	2.0		3)2.6

※１　桁数が増えるため ng/m³で記している。
※２　六価クロム化合物並びにクロム及び三価クロム化合物については、クロム及びその化合物の全量の測定をもって代えることができるものとされている。

エ　石綿

平成元年の「大気汚染防止法」の改正により、「特定粉じん」として石綿が、「特定粉じん発生施設」に石綿製品製造施設が規定され、その施設には敷地境界基準が定められました。

また、建築物の解体現場等からの特定粉じんの飛散を防止するため、平成９年４月から「大気汚染防止法」により、一定面積以上の建築物の解体工事では作業の14日前までに届出が必要となりました。

県では、法の規制対象が限定されていたため平成17年10月に「ふるさと環境条例」を改正し、対象をすべての建築物に拡大しました。その後の「大気汚染防止法」の改正により平成18年３月からは面積要件が廃止され、また、平成18年10月からは工作物が規制対象に追加されました。

平成26年６月に施行された改正大気汚染防止法では、特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者が施工者から発注者または自主施工者に変更され、解体等工事に係る調査及び説明等の義務が追加されました。

さらに、今後令和10年頃をピークに、石綿含有建材を利用した建築物の解体工事の増加が見込まれることから、令和３年４月から改正大気汚染防止法が順次施行されています。改正法では、規制対象建材の拡大、一定規模以上の解体等工事の事前調査結果報告の義務付け及び直接罰の創設等、規制の強化が行われました。

令和７年度の特定粉じん排出等作業届出件数は、241件でした。（表12）

表12　特定粉じん排出等作業届出件数の推移

工事の種類＼年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
解体（作業件数）	71	57	52	121	238
改造・補修（作業件数）	31	43	38	16	27
届出件数	102	100	90	137	241

なお、解体等工事にあたっては、労働安全衛生法・石綿障害予防規則や建設リサイクル法、廃棄物処理法による規制も行われており、本県では関係機関が連携して指導にあたっています。

②　規制対象施設の概況と届出状況

「大気汚染防止法」では、規制の対象となる「ばい煙発生施設」、「一般粉じん発生施設」、「特定粉じん発生施設」、「揮発性有機化合物排出施設」及び「水銀排出施設」を設置する者に対して、その施設の届出を義務づけています。

本県におけるばい煙発生施設数は、令和７年度末で2,295施設となっています。施設の種類では、ボイラーが1,572施設と最も多く、次いでディーゼル機関404施設、ガスタービン107施設の順となっています。（表13）

一般粉じん発生施設数は、令和７年度末で671施設であり、施設の種類ではベルトコンベア311施設、堆積場150施設の順となっています。（表14）

特定粉じん発生施設については、平成２年の法施行以降、届出がありません。

揮発性有機化合物排出施設数は、令和７年度末で24施設であり、施設の種類では、工業製品の塗装施設７施設、洗浄施設６施設の順となっています。（表15）

水銀排出施設は、令和７年度末で32施設あり、施設の種類では廃棄物焼却炉30施設、石炭燃焼ボイラー２施設となっています。

表13　ばい煙発生施設数の年度別推移

施設種類＼年度末	R２	R３	R４	R５	R６	R７
1 ボイラー	1,868	1,841	1,741	1,707	1,622	1,572
2 ガス発生炉	0	0	1	1	2	2
5 溶解炉	29	32	32	32	32	32
6 加熱炉	45	49	48	47	45	45
9 焼成炉	20	19	17	17	20	25
10 反応炉・直下炉	0	0	1	1	1	1
11 乾燥炉	65	65	62	57	56	53
13 廃棄物焼却炉	57	57	54	54	56	52
29 ガスタービン	103	105	105	106	55	107
30 ディーゼル機関	350	349	355	353	255	404
31 ガス機関	0	0	2	2	1	2
その他	4	4	0	0	0	0
合計	2,541	2,521	2,418	2,377	2,145	2,295

表14　粉じん発生施設数の年度別推移

施設種類＼年度末		R２	R３	R４	R５	R６	R７
一般粉じん発生施設		672	662	656	649	649	671
	堆積場	138	135	137	137	140	150
	ベルトコンベア	316	317	309	303	302	311
	破砕機・摩砕機	136	132	131	131	130	133
	ふるい	82	78	79	78	77	77
特定粉じん発生施設		0	0	0	0	0	0

表15　揮発性有機化合物排出施設数の年度別推移

施設種類＼年度末	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
溶剤として使用する乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0
塗装施設	7	7	7	7	7	7	7
塗装に供する乾燥施設	1	1	0	0	0	0	2
粘着テープ等の接着に供する乾燥施設	2	2	2	2	2	2	2
前項以外の接着に供する乾燥施設	7	7	5	5	5	5	5
オフセット印刷に供する乾燥施設	1	1	1	1	1	1	1
グラビア印刷に供する乾燥施設	1	1	1	1	1	1	1
工業製品の洗浄施設	12	12	12	12	6	6	6
貯蔵施設	0	0	0	0	0	0	0
合計	31	31	28	28	22	22	24

③　発生源監視

本県では、ばい煙発生施設や粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設を設置する工場や事業場を対象に規制基準の遵守状況等を確認するため、随時、排出ガスの濃度を測定するなど、立入検査を実施しています。

④　緊急時対策

「大気汚染防止法」は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれが発生する場合を緊急時と定め、知事が必要な措置を講ずるよう規定しています。このため本県では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、光化学オキシダントの５項目を対象に予報、注意報、警報、重大警報の発令基準やその場合の措置（予報と警報は二酸化硫黄と光化学オキシダントのみ）を「大気汚染緊急時対策実施要綱」として定めています。

令和７年度は、これら５項目に関して、注意報等の発令までには至りませんでした。

なお、光化学オキシダントについては、県内の比較的大気が清浄な地域でも注意報の発令基準（0.12ppm 以上）に近い濃度にまで上昇し、また全国で光化学オキシダント注意報の発令が見られ、光化学オキシダントの高濃度は全国的な問題となっています。このため本県では、国に対して高濃度の原因解明のための調査研究の推進を求めています。

なお、本県での光化学オキシダント注意報等の発令件数は、昭和54年７月７日の注意報、平成14年５月22日の予報、平成16年６月５日の予報、平成19年５月９日の予報の計４回です。

また、微小粒子状物質（PM2.5）については、１日平均値が基準値を超えると予測される場合に注意喚起情報を発表することとしていますが、令和７年度は注意喚起情報の発表には至りませんでした。

光化学オキシダントに関する注意報等について

石川県では、光化学オキシダントの濃度が高くなり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められる場合には、「光化学オキシダント注意報」等を発令し、県のホームページのほか、テレビ・ラジオ、各市町の防災行政無線・広報車などで県民に周知することとしました。

また、配慮を必要とする呼吸器系や循環器系疾患のある方、子ども、高齢者等の施設に対しては、各市町や県の関係部局等から、別途、お知らせすることとしています。

注意報等は、大気汚染防止法施行令に基づき、次のとおり発令又は解除します。

〈発令〉

（予報の発令）

気象条件から見て、注意報の状態になるおそれがあると認められる場合、発令します。

（注意報の発令）

光化学オキシダントの濃度が0.12ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められる場合、発令します。

（警報の発令）

光化学オキシダントの濃度が0.24ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められる場合、発令します。

（重大警報の発令）

光化学オキシダントの濃度が0.40ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て、その状態が継続すると認められる場合､発令します。

〈解除〉

発令地域内のすべての測定局において、各区分別の基準値を下まわり、かつ、気象条件から見て、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められる場合、解除します。

なお、昭和54年７月７日には県内で初めて、金沢地域に「注意報」、小松地域に「予報」を発令しました。また、平成14年５月22日に七尾地域で「予報」を発令、平成16年６月５日に七尾地域に「予報」を発令、平成19年５月９日に中能登地域に「予報」を発令しました。

微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起情報について

石川県では、平成25年３月15日から、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が１日平均値で70μg/m^3（１立方メートル当たり70マイクログラム）を超えると予測される日には、「PM2.5に関する注意喚起情報」を発表し、県のホームページのほか、テレビ・ラジオ、各市町の防災行政無線・広報車などで県民に周知することとしました。

また、配慮を必要とする呼吸器系や循環器系疾患のある方､子ども､高齢者等の施設に対しては、各市町や県の関係部局等から、別途、お知らせすることとしています。

注意喚起情報は、国の定める暫定指針に基づき、次のとおり発表又は解除します。

〈発表〉

(1) 各日の午前５時から７時までの県内の各測定局の１時間値の平均値について２番目に大きい値が85μg/m^3を超えた場合、各日の午前８時頃に発表します。

(2) 各日の午前５時から12時までの県内の各測定局の１時間値の平均値についての最大値が80μg/m^3を超えた場合、各日の午後１時頃に発表します。

〈解除〉

(1) 注意喚起情報の発表後、県内全ての測定局で、１時間値が２時間連続して50μg/m^3以下に改善した場合、解除します。（午後７時の値までで判断）

(2) 上記の解除基準に至らなかった場合、翌日午前０時で自動解除とします。

なお、平成26年２月26日には県内で初めて、県内全域に注意喚起情報を発表しました。（〈発表〉(2)の基準を超過。午前５時から12時までの平均値の最大値が輪島測定局で85.5μg/m^3）

⑤　有害大気汚染物質への対応

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のことで、平成９年に定められました。

有害大気汚染物質のなかでも早急に排出抑制を行わなければならない物質（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの３物質が定められています。この指定物質を使用している乾燥施設、洗浄施設、ドライクリーニング機など11施設については届出の必要はありませんが、排出抑制基準が定められており、排出を抑制する施設の設置やこれらの物質を使用しない施設への転換などの取り組みが進められています。

また、自動車排出ガスに含まれるベンゼンの排出を抑制するため、平成11年にガソリン中のベンゼン含有率の規制値が５％から１％に改正されています。

平成22年10月、中央環境審議会において有害大気汚染物質の見直しが行われ、該当する可能性のある物質を248種類とし、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）は塩化メチル等が追加され23種類（指定物質は３物質で変更なし）となっています。（表16）

表16　有害大気汚染物質（優先取組物質）見直し後の優先取組物質一覧（平成22年10月中央環境審議会第９次答申による）

1	アクリロニトリル
2	アセトアルデヒド
3	塩化ビニルモノマー
4	塩化メチル
5	クロム及び三価クロム化合物
6	六価クロム化合物
7	クロロホルム
8	酸化エチレン
9	1,2-ジクロロエタン
10	ジクロロメタン
11	水銀及びその化合物
12	ダイオキシン類
13	テトラクロロエチレン
14	トリクロロエチレン
15	トルエン
16	ニッケル化合物
17	ヒ素及びその化合物
18	1,3-ブタジエン
19	ベリリウム及びその化合物
20	ベンゼン
21	ベンゾ［a］ピレン
22	ホルムアルデヒド
23	マンガン及びその化合物

２　酸性雨の状況

＜環境政策課＞

(1) 日本における酸性雨

石油や石炭などの燃焼で発生する硫黄酸化物や窒素酸化物などが原因となって降る酸性の雨や雪のことを「酸性雨」と呼んでいます。

環境省では、昭和58年度から酸性雨モニタリングを行うとともに、平成13年から中国等13ヵ国が参加する東アジア酸性雨モニタリングネットワークを構築し、東アジア地域において国際協調に基づく酸性雨対策を推進していくため、酸性雨長期モニタリング計画を策定し、平成15年度から同計画に基づいた酸性雨モニタリング（湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生、陸水）が行われました。同計画は平成26年３月に越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画と名を改め、酸性雨モニタリング（湿性沈着、大気汚染物質（乾性沈着含む）、土壌・植生、陸水、集水域）を行っています。

環境省の調査では、これまでのところ、我が国で酸性雨による生態系への明確な影響は認められていませんが、全国的に欧米並みの酸性雨が観測されています。

(2) 県の取組

本県では、昭和58年度から酸性雨の実態と影響の把握のための調査に取り組んでいます。

令和７年度の金沢の１週間降水のpH年平均値は、5.09であり、令和６年度の全国平均値5.09と同等でした（図28）。

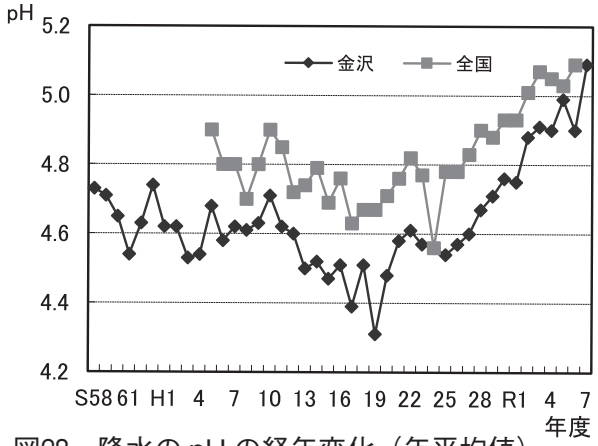


図28　降水のpHの経年変化（年平均値）

降水中に含まれる酸性物質のイオン濃度は、秋季から春季にかけて高く、夏季に低くなる傾向が見られます。これは、冬季に大陸で発生した酸性の汚染物質が日本海側の地域に流入し、酸性雨や雪となって地上に降下していることが原因と考えられています。

本県でも、例年降水の酸性化の指標とされる非海塩由来硫酸イオンと硝酸イオンの濃度は、晩秋から春季にかけて高くなる傾向を示しており、全国的な傾向と同様に大陸からの流入が示唆されています（図29）。

また、平成15年度に開始された環境省の酸性雨長期モニタリング調査では、土壌・植生の調査地点として本県の石動山（中能登町）・宝立山（輪島市）の２地域・２地点が選定され、県では、環境省と協力して調査を行っています。

なお、酸性雨のように国境を越えた問題は、それぞれの国同士のみならず、地域同士の相互

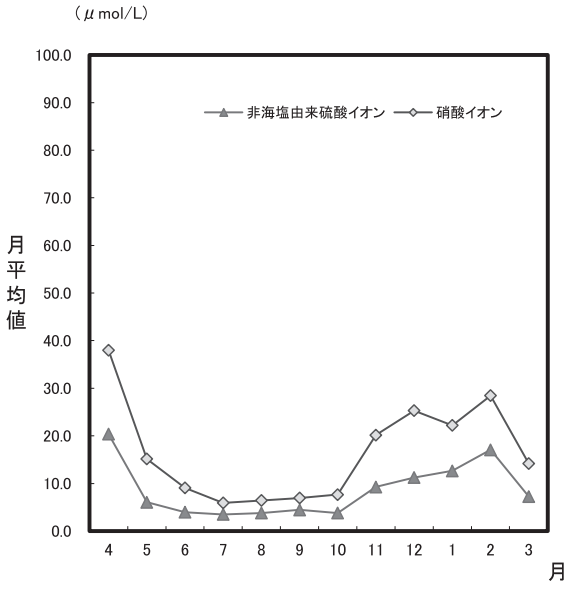


図29　令和７年度非海塩由来硫酸イオン及び硝酸イオンの経月変化（月平均値）

理解と協力も重要であるため、本県では、平成21年度から23年度にかけてJICAと連携した江蘇省大気環境改善支援事業により、中国人技術研修生の受け入れや技術指導などを行い、地域での大気汚染物質の排出量の削減対策を技術支援しました。

３　悪臭の防止

＜環境政策課＞

嗅覚は、味覚とともに化学感覚といわれるものですが、すべての化学物質に反応するのではなく、限られた化学物質にのみ反応するという性質があります。

ヒトの嗅覚の特性は、その鋭敏な感度にあります。最近の分析装置でも、検知能力の点ではアセトン等の一部の例外的な物質の他は、ヒトの嗅覚にはるかに及びません。

(1) 悪臭の現況

悪臭の苦情の原因は、各種の製造事業所での事業活動によるもののほか、一般家庭のし尿浄化槽の維持管理の不徹底など家庭生活で発生するものもあり、工場・事業場ばかりでなく、住民自らのにおいに対する配慮が必要な状況となっています。（表17）

表17　悪臭苦情の発生源

区分／年度	事業活動によるもの				家庭生活	合計
	製造事業場	畜産・農業	商店・飲食店	その他		
24年度	9	2	11	11	16	49
25年度	11	9	6	19	13	58
26年度	12	0	5	19	20	56
27年度	11	1	2	9	9	32
28年度	7	1	1	6	11	26
29年度	12	1	3	12	14	42
30年度	5	4	1	23	13	46
元年度	11	8	5	20	15	59
２年度	10	4	7	22	14	57
３年度	6	1	6	17	20	50
４年度	7	1	5	25	13	51
５年度	11	2	3	10	13	39
６年度	10	0	4	13	11	38
７年度	9	0	8	11	8	36

(2) 悪臭防止対策

①　規制地域

「悪臭防止法」に基づき、市又は県（町域は県）では、住居が集合する地域及びその他地域を規制地域として指定し、アンモニアやメチルメルカプタンなどの不快な臭いの原因となる22物質の濃度基準を設定（県は町の意見を聴いて指定・設定）しています。

この規制基準は、敷地境界線上の規制基準（１号基準）、気体排気口の規制基準（２号基準）、排出水の規制基準（３号基準）の「３つの規制基準」が定められています。

なお、事業者に対する規制や指導は、市町が行うことになっています。

②　臭気指数

「悪臭防止法」では、悪臭の原因となる物質が複数存在する場合など、機器分析による濃度規制では生活環境の保全が十分でない地域に対しては、人間の嗅覚で臭気が感じられなくなるまで空気を希釈した倍数から求める指数（臭気指数）による規制ができることになっています。

現在のところ、県内では臭気指数による規制は行われていません。

４　騒音・振動の防止

＜環境政策課＞

騒音の苦情の原因は、工場や建設作業、商店・飲食店等の事業活動に伴うもの、交通機関から発生するもの、更にはクーラーやステレオ等家庭の日常生活に伴うものなど、その発生源は多種多様です。（表18）

表18　騒音苦情の発生源

区分／年度	事業活動によるもの						家庭生活	計
	製造事業場	商店・飲食店	建設業	サービス業	交通機関	その他		
24年度	6	13	19	0	0	7	10	55
25年度	18	17	11	2	3	5	10	66
26年度	13	13	29	4	3	13	13	88
27年度	7	13	24	3	2	12	11	72
28年度	10	17	15	6	0	9	3	60
29年度	11	8	20	5	1	4	5	54
30年度	9	12	31	6	2	6	3	69
元年度	11	20	35	9	1	10	10	96
2年度	11	10	30	6	2	11	5	75
3年度	16	12	53	4	2	23	16	126
4年度	22	15	37	8	6	21	10	119
5年度	12	13	25	6	3	14	9	82
6年度	6	19	15	7	4	11	4	66
7年度	6	5	19	7	0	9	13	59

(1) 騒音の環境基準

本県では、環境騒音や道路交通騒音等に対処し、土地利用、道路整備、物流対策等の総合的な騒音対策を推進していくため、市又は県（環境基本法の改正により平成24年４月１日から市域は市、町域は県）が騒音に係る環境基準（生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準）の地域類型を指定しています。

この地域類型では、土地利用の状況等に基づき、概ね、「専ら住居の用に供される地域」がＡ類型、「主として住居の用に供される地域」がＢ類型、「相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域」がＣ類型に区分されています。

(2) 騒音の現況

ア　一般環境の騒音

令和７年度に金沢市が実施した一般環境（道路に面する地域以外の地域）における調査では、Ａ類型の１地点及びＢ類型の１地点においていずれも環境基準を達成しました。

イ　道路に面する地域の騒音

道路に面する地域の環境基準の監視は、「騒音規制法」により、知事（市域については市長）が行うこととなっています。

環境基準の達成状況は、環境基準を超過する戸数及びその割合により評価（面的評価）することとされており、令和６年度は県が25区間（道路交通センサス区間）の4,112戸を、また市が160区間の42,673戸を対象として面的評価を実施しています。

令和６年度の自動車交通騒音の環境基準の達成状況は、評価対象住居（県と市合わせて46,785戸）のうち、昼間（６時～22時）及び夜間（22時～６時）とも環境基準を達成したのは97.4%（45,584戸）で令和６年度の全国の結果（昼夜間とも達成95.6%）と比べると、達成率は上回っています。（図30～32）

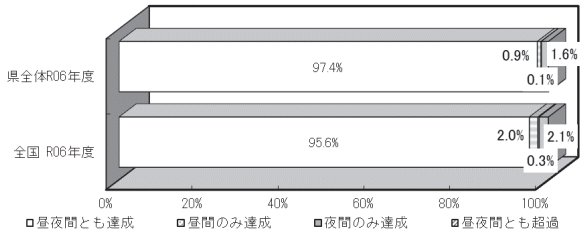


図30　面的評価結果

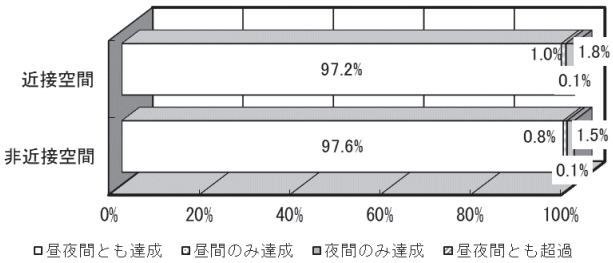


図31　近接空間と非近接空間での達成状況

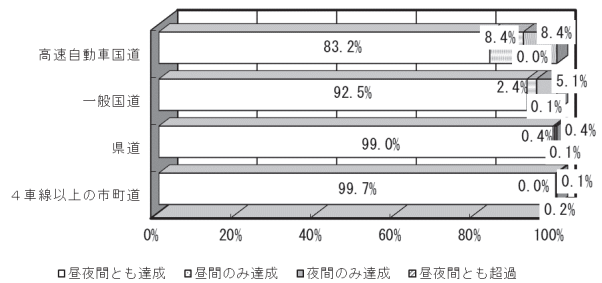


図32　道路種類別の達成状況

※１　面的評価は、道路近傍の騒音測定値から道路端の騒音レベルを推計し、道路端からの距離減衰量及び建物群による減衰量を差し引き、個々の建物ごと又は距離帯ごとの騒音レベルを推計し、個々の住居等の環境基準達成戸数と割合を把握するものです。

※２　面的評価の対象範囲は、原則として幹線交通を担う道路（幹線道路）の道路端から50mの範囲としています。なお、幹線道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、４車線以上の市町道をいいます。

※３　近接空間とは、２車線道路では車道端から15m 以内、２車線を越える道路では車道端から20m 以内をいいます。

(3) 騒音防止対策

環境基準の維持達成を図るためには、個々の事業者が騒音防止に努力するほか、県民一人一人が日常生活においても不必要な音を出さないような配慮が必要です。

工場騒音等については、「騒音規制法」に基づき市又は県（町域は県）では、土地利用の状況に応じて規制地域の指定（県は町の意見を聞いて指定）や規制基準を設定しています。

また、自動車交通騒音については、全国的にみれば環境基準の達成状況は、近年緩やかな改善傾向にあるとされますが、個々の自動車の製造段階における規制（単体規制）の強化のほか、沿道対策、道路構造対策等の総合的な対策が進められています。

このほか、隣家のエアコンの室外機やピアノの音といった身近な騒音（近隣騒音）は、配慮で避けることができる場合が多いので、住民に対する騒音防止に係る意識向上のための啓発に取り組んでいくこととしています。

①　騒音規制法による規制

規制地域における工場や建設作業等により発生する騒音については、市や町が届出を受理し、騒音測定や改善勧告等の事務を実施しています。

ア　工場騒音

規制地域内にあってプレス機、織機、印刷機等（「特定施設」）を設置している工場や事業場（「特定工場」）において発生する騒音に対しては、地域や時間に応じた規制基準値が定められています。

令和８年３月末現在、本県内における特定施設の総数は、37,837施設（特定工場数2,836件）であり、その大半は織機で占められています。（表19）

表19　騒音特定施設等の届出の推移

届出数＼年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R７年度
特定工場数		2,977	2,909	2,934	2,876	2,942	2,836
特定施設数		37,955	38,094	38,149	38,055	38,096	37,837
内訳	金属加工機械	2,668	2,718	2,733	2,698	2,684	2,601
	空気圧縮機	5,370	5,459	5,511	5,530	5,594	5,665
	織機	27,608	27,607	27,607	27,607	27,607	27,533
	その他	2,309	2,310	2,298	2,220	2,211	2,038
特定建設作業		268	263	310	219	282	278

なお、同法では特定施設の設置、特定施設の種類ごとの数の変更、騒音発生の防止方法の変更、特定施設の使用廃止等の際には、市や町への届出を義務付けています。

イ　建設作業騒音

同法の規制対象とされる建設作業は、くい打機、さく岩機、空気圧縮機、バックホウ、ブルドーザーなどを使用する作業（「特定建設作業」）です。規制地域内で行われる特定建設作業には、敷地境界での音量基準や作業時間の制限などの規制基準が適用されるとともに市や町への届出が義務付けられています。

令和７年度における特定建設作業の届出件数は278件でした。

ウ　自動車交通騒音

自動車交通騒音の防止を図るため、「騒音規制法」では個々の車両の基準となる「自動車騒音の許容限度」を定めていますが、市町長は自動車交通騒音の基準（「自動車騒音の要請限度」）を超え、道路に面する地域の生活環境を

著しく損なっていると認める場合は、県公安委員会に対して「道路交通法」に基づく交通規制等の措置の実施を要請するとされ、また、この場合を除き道路管理者等に意見を述べることができるとされています。

令和７年度においては、令和６年度に引き続き「自動車騒音の要請限度」の超過による市町長から県公安委員会への要請や道路管理者に対する意見陳述はありませんでした。

② 深夜営業騒音等の対策

騒音のなかでも苦情の多いカラオケ騒音に代表される深夜営業騒音や商業宣伝を目的とした拡声機騒音に対しては、本県では「ふるさと環境条例（金沢市内は金沢市環境保全条例）」によって規制を行っています。

県及び金沢市の条例では、飲食店営業及び喫茶店営業をする施設を対象に夕方７時から翌朝６時までの間は「騒音規制法」に準じた音量基準で規制するとともに、深夜11時から翌朝６時までは原則としてカラオケ等の音響機器の使用を禁止しています。

なお、カラオケを主な発生原因とする苦情の件数は、令和７年度には１件あり、市町が指導を行い、苦情を処理しました。

(4) 振動の現況

振動は、各種公害の中でも騒音と並んでわれわれの日常生活に関係の深い問題ですが、振動に係る苦情件数は、例年、典型７公害の苦情件数全体の数％前後にとどまっています。

(5) 振動規制法による規制

「振動規制法」に基づき、市又は県（町域は県）では、騒音規制と整合性をとって、規制地域の指定（県は町の意見を聞いて設定）や規制基準を設定しています。

① 工場振動

規制地域内にあってプレス機、せん断機、織機等（「特定施設」）を設置している工場・事業場（「特定工場」）において発生する振動に対しては、規制基準値が定められています。

令和８年３月末現在、県内における特定施設の総数は、27,464施設（特定工場数1,956件）であり、この大半は織機で占められています。（表20）

なお、同法では特定施設の設置、特定施設の種類ごとの数の変更、振動発生の防止方法の変更、また特定施設の使用廃止等の際には、市や町への届出を義務付けています。

表20　振動特定施設等の届出の推移

届出数＼年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
特定工場数		1,969	1,960	1,993	1,959	2,008	1,956
特定施設数		27,519	27,568	27,621	27,557	27,708	27,464
内訳	金属加工機械	2,973	3,016	3,022	2,956	2,942	2,820
	圧縮機	1,520	1,525	1,569	1,574	1,585	1,641
	織機	21,996	22,001	22,001	22,007	22,166	22,028
	その他	1,030	1,026	1,029	1,020	1,015	975
特定建設作業		182	140	135	101	142	100

② 建設作業振動

同法の規制対象とされている建設作業は、くい打機やブレーカーなどを使用する作業（「特定建設作業」）です。規制地域内で行われる特定建設作業は、敷地境界線での振動レベルや作業時間の制限、日曜日、その他の休日の作業禁止等の規制（災害等の場合は除きます）が適用されるとともに市や町への届出が義務付けられています。

令和７年度における特定建設作業の届出件数は100件でした。

③ 道路交通振動

道路交通振動に関しても道路交通騒音と同様に、区域及び時間の区分に応じた要請限度が設けられていますが、令和７年度においては、市町長からの要請はありませんでした。

５　小松飛行場周辺の騒音の現況と対策

＜環境政策課＞

小松飛行場は、現在、民間航空の大型ジェット旅客機のほか航空自衛隊小松基地のジェット戦闘機等が離着陸しており（表21）、これらによる騒音の影響範囲は小松市をはじめ周辺５市町に及んでいます。

特にジェット戦闘機については、騒音レベルが高いため影響が大きく、戦闘機の騒音をめぐる訴訟が起こるなど、県内における大きな公害問題となっています。

昭和50年当時、国（防衛施設庁（当時））では、航空機騒音対策として小松飛行場周辺の学校等公共施設の防音工事を進めていましたが、昭和50年10月に本県及び周辺５市町（当時８市町村）と国（防衛施設庁（当時））との間で「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書」（「10.4協定」）を締結し、また、同日、小松市と加賀市は名古屋防衛施設局（当時）と個別協定を締結し、騒音対策に取り組むこととなりました。

それ以降、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（周辺整備法）」に基づき、国により住宅の防音工事を中心とした種々の対策が講じられてきています。

なお、平成14年４月に大阪防衛施設局（当時）から、個別協定を締結している小松市、加賀市に対して、飛行制限の一部緩和に関する申し入れが行われました。両市はこの申し入れを受け入れ、同年12月に個別協定の変更に応じています。

表21　小松飛行場の概要（令和７年３月末現在）

面　　積	4,384,359m^2
自衛隊機	戦闘機（F15J）、練習機（T-4） ヘリコプター及び捜索機
民間航空	東京、札幌、福岡、那覇便（国内４路線） ソウル便、香港便、上海便、台北便、ルクセンブルク便、バクー便、その他チャーター便

(1) 周辺対策の実施状況

小松飛行場周辺の住宅防音工事は、昭和50年度から開始され、「周辺整備法」の改正により、昭和53年には住宅防音工事の対象範囲が85WECPNL（WECPNLとは、加重等価平均感覚騒音レベルを表します）以上と拡大し、その後、昭和55年には80WECPNL以上、昭和57年には75WECPNL以上に引き下げられ、また昭和59年には75WECPNL以上の範囲の見直しが行われています。

なお、住宅防音工事のうち新規防音工事（１世帯２室）及び追加防音工事（世帯人員に応じて最大５室まで。平成４年度から75WECPNL以上の区域）は、希望する世帯での工事がほぼ完了し、平成22年度から防音工事を実施していない住居であっても一挙防音工事（世帯人員に応じて最大５室まで）に統合されています。（図33）

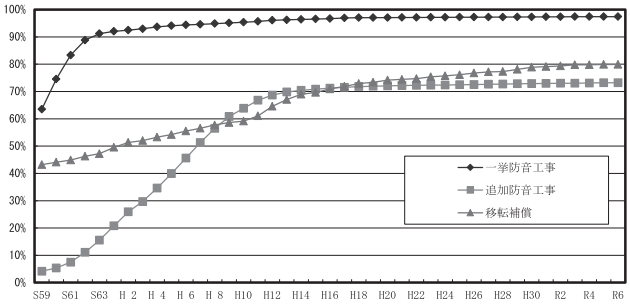


図33　住宅防音工事の進捗率（令和７年３月末現在）

(2) 航空機騒音に係る環境基準

航空機から発生する騒音は、レベルが高く、またその影響は広範囲に及びます。騒音被害の防止には、発生源対策のほか周辺対策、土地利用対策など総合的施策が求められるため、国においては、関連諸対策を推進する際の共通の目標として、「航空機騒音に係る環境基準」（昭和48年環境庁告示第154号）を定めています。

この告示では、「総合的施策を講じても定められた期間内に基準達成が困難な地域においては、家屋の防音工事等により基準達成と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、基準の速やかな達成を期するものとする」とされています。本県では、周辺市町の意向を踏まえ、国に対して「周辺整備法」に基づく周辺対策の強化・充実を求めてきたところであり、実質的な環境基準の達成に向けた施策の推進が図られてきました。環境基準の地域類型については、

周辺市町と協議し、その意向を踏まえながら検討を進めることとしています。

なお、平成25年４月１日から「航空機騒音に係る環境基準」の評価指標が、従来の WECPNL から、Lden（Lden とは時間帯補正等価騒音レベルを表します。）に改正されました。これに伴い、「周辺整備法」の住宅防音工事の対象範囲は、従前の指定は WECPNL による評価のままで、新たな指定はLdenによる評価となります。

(3) 航空機騒音調査

本県と周辺市町及び防衛施設庁（当時）は、10.4協定に基づき、昭和51年に小松基地騒音防止対策協議会を設置し、小松飛行場周辺の騒音防止対策に資することを目的として、昭和51年度から三者共同による航空機騒音調査を継続して実施しています。令和６年度の航空機騒音調査結果は、表22のとおりです。

表22　航空機騒音の測定結果

市町	地点名	WECPNL					Lden				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小松市	○小島町	80	80	77	76	76	65	66	63	62	62
	○高堂町	66	66	66	67	67	52	52	52	53	53
	平面町	65	65	65	65	65	51	52	52	52	52
	○丸の内町	81	81	82	82	82	66	66	66	66	67
	白松町	64	65	64	64	63	50	50	50	50	50
	今江町南	65	63	63	64	63	51	48	48	49	48
	大領中町	70	69	68	69	69	56	55	54	55	54
	○日末町	75	75	75	75	74	60	59	59	60	59
	串　町	66	65	65	65	66	51	51	50	50	51
	○上牧町	81	82	82	82	83	66	67	67	67	68
	○佐美町	80	80	79	80	79	65	64	64	64	63
加賀市	○伊切町	76	75	77	77	78	62	60	62	62	62
	○片野町	60	58	61	63	64	46	45	46	48	49
	潮津町	61	59	60	59	59	49	48	49	47	48
	豊　町	51	50	56	55	57	40	38	44	43	44
	小塩辻町	56	56	57	58	62	43	45	45	46	49
能美市	○粟生町	61	61	60	62	62	47	47	47	48	48
	西任田町	57	59	60	63	63	45	45	46	49	49
	福島町	61	62	62	63	64	48	48	49	51	53
	大長野町	55	56	55	55	57	43	44	43	42	45
	秋常町	57	55	55	58	59	44	43	43	45	46
	上清水町	58	60	58	58	59	44	46	45	44	45
	福岡町			62	65	66			50	52	52
川北町	○壱ツ屋	62	58	60	58	60	48	44	46	45	46
白山市	湊　町	57	56	58	61	61	44	44	46	48	47

（注）地点名の○は、該当地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第４条の「第一種区域」内であることを示す。

(4) 航空機騒音公害に係る訴訟

小松基地周辺の住民が、国を相手に自衛隊機等の離着陸、騒音の差し止めと騒音被害に対する損害賠償を求めていた騒音差止等請求訴訟（第１次・第２次訴訟）の控訴審は、平成６年12月６日に判決があり、自衛隊機等の離着陸等の差止めと将来の損害賠償については請求を退けましたが、80WECPNL 以上の地域の住民について、騒音被害が受認限度を超えているとして損害賠償の支払いを国に命じました（平成７年１月判決確定）。

また、小松基地戦闘機離着陸差止等請求訴訟（第３次・第４次訴訟）の控訴審判決では、自衛隊機等の離着陸等の差し止めと将来の損害賠償については請求を退けましたが、75WECPNL 以上の地域の住民に対して、損害賠償の支払いを国に命じました（平成19年４月判決確定）。

さらに、小松基地戦闘機離着陸差止等訴訟（第５次・第６次訴訟）の控訴審判決では、第３次・第４次訴訟と同様、自衛隊機等の差し止めと将来の損害賠償については請求を退けましたが、75WECPNL 以上の地域の住民に対して、損害賠償の支払いを国に命じました（令和４年３月判決確定）。

６　能登空港周辺の航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定について　　＜環境政策課＞

「航空機騒音に係る環境基準」の改正により、平成25年４月からは、１日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場以外の飛行場の周辺地域が、環境基準の地域類型のあてはめの対象となりました。

平成15年７月７日に開港した能登空港については、１日２往復の定期便のほか、日本航空学園の航空機の離着陸等がありますが、周辺の土地利用等の状況をふまえ、環境基準の地域類型の指定について検討していくこととしています。

７　北陸新幹線鉄道騒音の現状と対策

＜環境政策課＞

(1) 環境基準の地域類型指定について

令和６年３月に県内全線開業した北陸新幹線については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」に基づき、本県では富山県境から福井県境までの地域について、住居の用に供される地域をⅠ類型（70デシベル）、その他の地域で通常の生活を保全する必要がある地域をⅡ類型（75デシベル）とする指定を行いました。

（地域類型の指定の経緯）

平成19年12月７日

・富山県境から白山総合車両所手前までの地域類型を指定

平成26年10月28日

・白山総合車両所から能美市・小松市境までの地域類型を指定

平成27年３月31日

・能美市・小松市境から福井県境までの地域類型を指定

・既に指定されている区間の一部見直し

令和６年２月27日

・既に指定されている区間の一部見直し

(2) 北陸新幹線鉄道騒音調査

令和７年度に県及び関係市が北陸新幹線沿線の騒音及び振動を調査した結果、本県沿線44地点における騒音環境基準の達成率は、主として住居の用に供される地域のⅠ類型では51％、商工業の用に供される地域等Ⅰ類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域のⅡ類型では100％で、合計61％の達成率でした。

なお、振動は全て国の指針値以下でした。

本県では、環境基準を達成しなかった地域があることから、鉄道・運輸機構及びJR西日本に対し騒音対策の推進を要請しました。今後とも、関係市町と情報共有を図り、騒音測定を行いながら、その結果を踏まえ、国や鉄道・運輸機構等に必要な対策を要請していくこととしています。

８　土壌環境の保全

＜環境政策課＞

(1) 土壌汚染に係る環境基準

土壌汚染は、典型７公害の一つに位置付けられ、その原因は工場等からの排水によるものから、自然に含まれる地域に由来するものとさまざまです。

「環境基本法」第16条に基づく土壌の汚染に係る基準値は、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、カドミウム等29物質について定められています。

(2) 土壌汚染の現況及び対策

有害物質により汚染された土壌の直接摂取や有害物質が溶け出た地下水を飲用することによる人の健康被害を防止するため、「土壌汚染対策法」が平成15年２月15日に施行されました。

その後、法に基づかない調査での土壌汚染の発見の増加や掘削除去の偏重、汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散等の新たな課題が生じたため、土壌の汚染状況の把握のための機会の拡充、指定区域の区分と講ずべき措置の明確化や、汚染土壌の適正処理の確保のため汚染土壌処理業の新設等が平成22年４月１日から施行され、また、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大や、汚染除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等が平成31年４月１日から施行されており、その概要は図34のとおりです。

トリクロロエチレンなどの有害物質を使用する特定施設を廃止する場合、土地所有者等は土壌汚染状況調査と報告の実施を義務付けられています。県内（金沢市を含む）では、令和７年度に３件（令和６年度末までに112件）の特定施設が廃止されました。また、１件について引き続き工場として使用する等のため、土地所有者等に課せられた調査義務を一時的に免除しました。

また、改正法の施行により平成22年４月からは、土地所有者等は自主調査結果に基づき県や金沢市に対して区域指定をするよう申請できるようになりました。

県内では令和７年度末で、４件を要措置区域

に、９件を形質変更時要届出区域に指定しています（表23、表24）。

(3) 農用地土壌汚染－小松市梯川流域の重金属汚染問題－

有害物質によって農用地が汚染されると、農作物の生育阻害を生ずるほか、有害物質を吸収した農産物を摂取することによって人の健康を損なうおそれがあります。

このため「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（農用地土壌汚染防止法）」に基づきカドミウム、銅、ヒ素について、農用地土壌汚染対策地域の指定要件などが定められています。

小松市の梯川流域では、昭和43年９月に行われた名古屋鉱山保安監督部の梯川の調査で水質の汚染が判明し、また昭和48年夏期の異常渇水気象を契機とした倉庫保管米と立毛玄米調査（収穫する前の玄米）の結果、当時の「食品衛生法」の規格基準（カドミウム含有量1.0ppm以上）に適合しない米が見つかりました。

昭和49～50年度に実施した学識者による梯川流域汚染機構解明委員会の各種調査において、梯川流域農用地の重金属汚染の原因は上流の旧尾小屋鉱山（昭和46年12月閉山）の採掘に由来していると結論づけられました。

その後の対策工事の沿革は、図35のとおりで、平成４年３月に農用地土壌汚染対策区域の指定を解除しました。

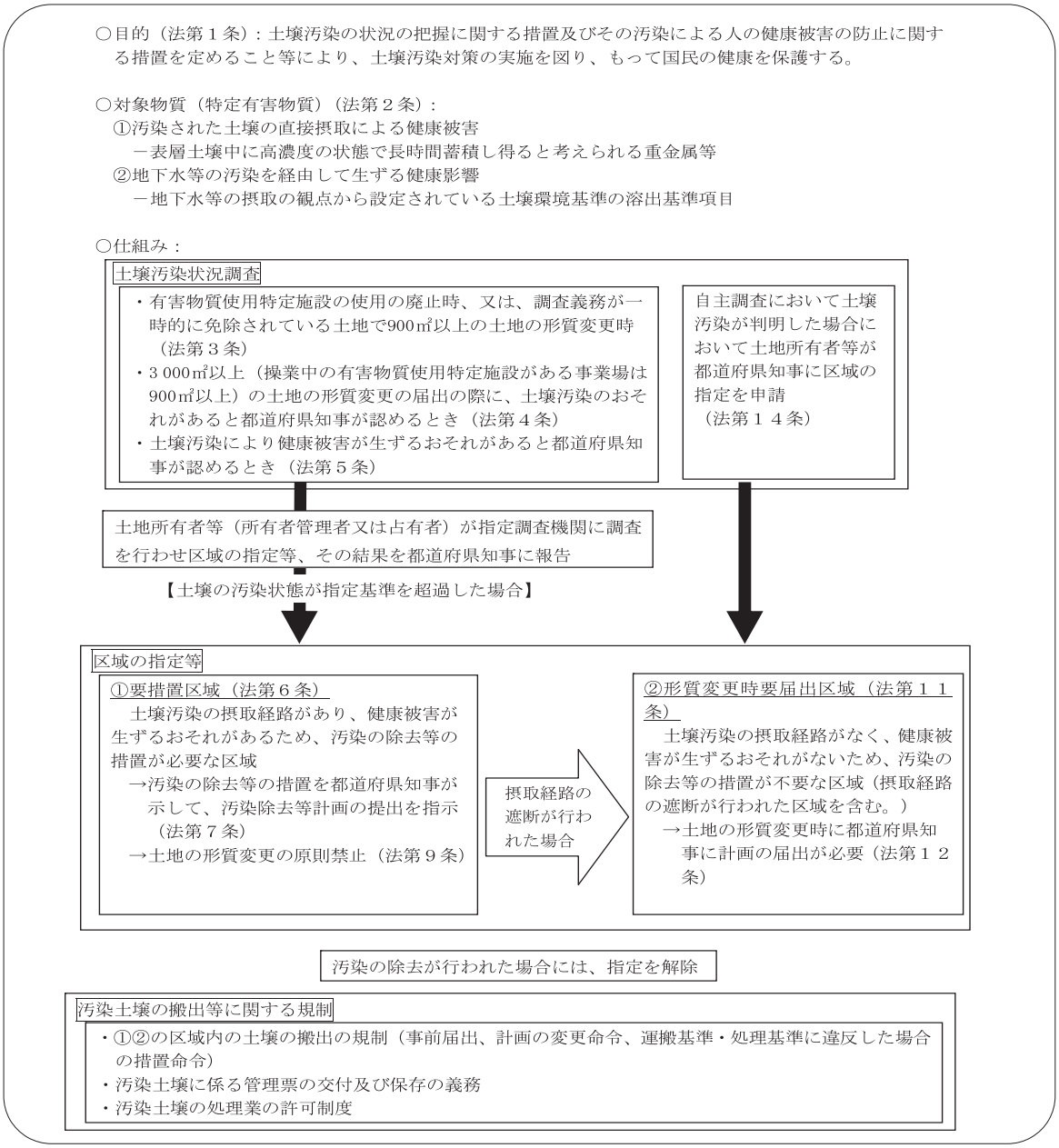


図34　土壌汚染対策法の概要

表23　土壌汚染対策法に基づく届出・命令・報告等の状況（令和７年度）

区分		令和６年度末まで	令和７年度			令和6年度全国
			県	金沢市	計	
法第３条	有害物質使用特定施設の使用廃止	122	3	0	3	804
	調査結果の報告	35	2	0	2	406
	調査義務の一時的免除	96	1	0	1	1,039
法第４条	3000㎡以上の形質変更の届出	1,531	98	19	117	12,507
	調査命令の発出	0	0	0	0	40
	調査結果の報告	0	0	0	0	59
法第５条	調査命令の発出	0	0	0	0	0
法第14条	指定の申請	24	1	0	1	251
法第6条・法第11条	前年度末時点の指定件数（A）		5	9	14	4,284
	要措置区域件数（B）		0	0	0	83
	形質変更時要届出区域件数（C）		2	0	2	578
	区域指定解除（D）		1	2	3	221
	引き続き指定（A+B+C-D）		6	7	13	4,724

表24　土壌汚染対策法の要措置区域及び形質変更時要届出区域（令和７年度）

区分	指定年月日（解除年月日）	区域の所在地及び面積	指定基準に適合しない特定有害物質
要措置区域	平成25年９月24日（平成26年８月１日　一部解除）	金沢市芳斉 94.2㎡	六価クロム化合物
	平成27年１月13日（平成27年10月１日　一部解除）	金沢市長町 1,366.45㎡	砒素及びその化合物
	令和３年12月28日	白山市湊町 380.58㎡	ふっ素及びその化合物
	令和５年５月11日	金沢市割出町 415.79㎡	六価クロム化合物 シアン化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
形質変更時要届出区域	平成21年２月17日	能美市湯谷町 5,511㎡	鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物
	平成21年２月23日	金沢市進和町 673.0㎡	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物
	平成23年８月30日	かほく市木津 9,659㎡	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
	平成27年７月１日	金沢市示野町 321.2㎡	ふっ素及びその化合物
	平成27年７月31日	内灘町大学 5,997㎡	砒素及びその化合物
	令和３年12月28日	白山市湊町 1,284.93㎡	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
	令和４年７月１日（令和６年６月11日　一部解除）	金沢市久安 62.86㎡	ほう素及びその化合物
	令和７年１月21日	金沢市小立野 300㎡	鉛及びその化合物
	令和８年１月30日	輪島市町野町粟蔵白山田 300㎡	トリクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン クロロエチレン

なお、旧尾小屋鉱山からの坑廃水は、現在も重金属を多く含むため、坑廃水処理事業者が坑廃水の処理を実施しており、県では、国、小松市と連携して、坑廃水処理事業者に対して、その経費の一部を補助し、休廃止鉱山に係る鉱害の防止を図っています。

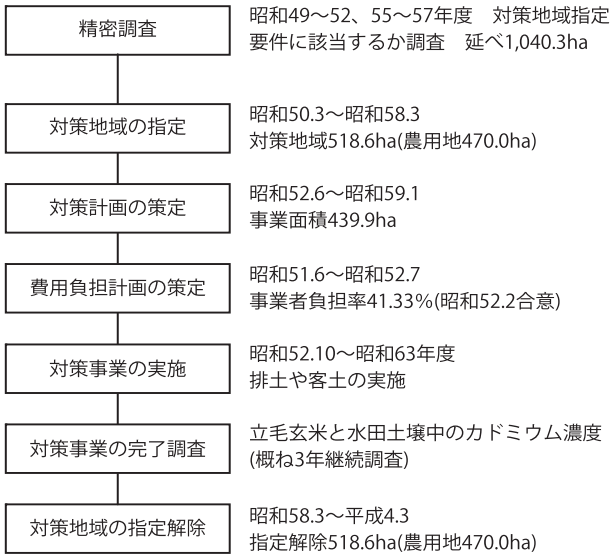


図35　小松市梯川流域農用地土壌汚染対策事業の沿革

９　化学物質関係

(1) ダイオキシン類

＜環境政策課・資源循環推進課＞

① ダイオキシン類の環境基準

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの燃焼の過程などで副次的に生成される物質です。

国は、「平成14年度末までに総排出量を平成９年に比べ約９割削減する」との基本方針を策定し、平成12年１月に「ダイオキシン類対策特別措置法」を施行しました。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、国民の健康の保護を図るため、

・耐容一日摂取量（TDI）や環境基準といったダイオキシン類対策の基本となる基準の設定
・排出ガスや排出水に関する規制
・汚染状況の調査の実施

などが定められたほか、国民、事業者、国及び地方公共団体が、それぞれの立場からダイオキシン類による環境汚染の防止に努めることが責務とされています。

【耐容一日摂取量】（TDI）

・４pg−TEQ/kg 体重/日

TDI（Tolerable Daily Intake）とも呼ばれ、人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重１kg 当たり１日当たりの摂取量のことです。

【環境基準】

・大気：0.6pg−TEQ/m^3以下（年平均値）
・水質：１pg−TEQ/Ｌ以下（年平均値）
・土壌：1,000pg−TEQ/g 以下
・底質：150pg−TEQ/g 以下

【毒性等量】（TEQ）

ダイオキシン類は、物質の種類ごとに毒性が異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシンの毒性を１とした毒性換算係数を用いて計算し、ダイオキシン類の濃度を物質ごとの毒性を足し合わせた値（TEQ（Toxicity Equivalency Quantity））で表します。

② ダイオキシン類環境調査の状況

県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、国、金沢市等と連携してダイオキシン類測定計画を作成し、県内の大気、水質、土壌等を対象とした常時監視を計画的に実施しています。

令和７年度の調査では、大気、水質、底質、地下水、土壌の５種類について、すべての地点で環境基準を達成していました。（表25）

なお、大気、底質、地下水、土壌の４種類については、平成12年度の調査開始以来、すべての地点で環境基準を達成しています。

表25　ダイオキシン類に係る調査結果

調査対象媒体	環境基準	種類又は地域分類（水域群）	令和７年度環境調査結果			３年度	４年度	５年度	６年度
			環境基準超過地点数／地点数	調査対象媒体の平均値	年平均値の範囲				
大　気	0.6 pg-TEQ/m^3	一般環境	0/ 8	0.0041	0.0024 ～ 0.0061	0.0075	0.010	0.0046	0.0043
		発生源周辺	0/ 3	0.0043	0.0018 ～ 0.0061	0.0064	0.0044	0.0032	0.0027
公共用水域水質	1 pg-TEQ/L	全　体	0/ 30	0.23	0.011 ～ 0.95	0.17	0.16	0.20	0.21
		河　川	0/ 25	0.23	0.035 ～ 0.95	0.16	0.14	0.19	0.20
		湖　沼	0/ 3	0.38	0.17 ～ 0.74	0.41	0.49	0.32	0.42
		海　域	0/ 2	0.013	0.011 ～ 0.015	0.027	0.020	0.025	0.017
公共用水域底質	150 pg-TEQ/g	全　体	0/ 27	3.5	0.065 ～ 37	2.6	3.6	3.5	4.4
		河　川	0/ 22	3.8	0.065 ～ 37	2.8	3.9	3.9	4.9
		湖　沼	0/ 3	1.3	0.53 ～ 2.7	0.45	0.56	0.70	1.1
		海　域	0/ 2	4.0	0.11 ～ 7.8	4.0	4.9	4.2	3.6
地下水	1 pg-TEQ/L		0/ 11	0.014	0.0090 ～ 0.038	0.016	0.023	0.015	0.015
土　壌	1000 pg-TEQ/g	一般環境	0/11	0.49	0.0014 ～ 2.0	0.40	0.52	1.1	0.31

③　発生源に対する規制

ア　特定施設の概況と届出状況

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、規制対象となる「大気基準適用施設」及び「水質基準対象施設」（「特定施設」といいます）を設置する者に対して、届出を義務付けています。

県内の特定施設は、そのほとんどが廃棄物焼却炉及びその関連施設です。（表26）

表26　特定施設の届出状況（令和８年３月末現在）

施　設		施設数
大気基準適用施設	アルミニウム合金の製造施設	1
	廃棄物焼却炉	86
	小　計	87
水質基準対象施設	廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設　等	15
	フロン類破壊施設廃ガス洗浄施設	1
	下水道終末処理施設	2
	小　計	18
合　計		105

イ　排出ガス及び排出水に関する規制

特定施設から排出するガスや排出水には、施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められています。特定施設の設置者は、排出基準を遵守するとともに、自主測定を実施し、その測定結果の報告が義務づけられています。

④　ダイオキシン類の対策

国の推計では、令和６年の全国のダイオキシン類の排出総量は94～97g-TEQ/年とされ、法の規制開始前の平成９年の7,680～8,135g-TEQ/年に比べ約99％削減したとされています。

しかしながら、ダイオキシン類は分解しにくい物質であるため、引き続き監視、指導を実施していきます。

また、ダイオキシン類は、そのほとんどがものを燃焼する過程などで発生するため、ごみの量を減らすことがダイオキシン類の発生量を抑制する対策として効果的です。私たち一人ひとりが、ものを大切に長く使い、また、使い捨て製品を使わないよう心がけ、ごみを減らし、再利用やごみの分別・リサイクルに協力することがとても重要になります。

(2) 化学物質

＜環境政策課＞

①　化学物質の事前審査・製造等の規制

科学技術の発展により、世界では約10万種、日本国内でも約５万種の化学物質が流通しているといわれています。

日本では、PCBによる環境汚染問題を契機として、昭和48年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）」が制定され、新たに製造・輸入される化学物質については、事前に人への有害性などを国が審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なうおそれがある化学物質については製造、輸入及び使用を規制する仕組みが設けられています。

②　化学物質の排出量の把握（PRTR制度）

化学物質による環境汚染の未然防止に関する国民の関心の高まりを受け、有害性が判明している化学物質については、人体等への悪影響との因果関係の判明の程度にかかわらず、事業者による管理活動を改善・強化し、環境の保全を図るため、平成11年７月13日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が公布されました。

PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれがあり、環境中に広く存在すると認められるベンゼンやトルエンなど515種類（令和４年度までは462種類）を１重量％以上含有する化学薬品、染料、塗料、溶剤等を年間１トン以上取り扱う、従業員数が21人以上の事業者（業種指定あり）が、環境中への排出量及び廃棄物に含まれることによる移動量を自ら把握して、毎年、行政庁に報告する制度です。

行政庁は、このような事業者からの報告や統計資料を用いた推計によって、国内での排出量・移動量を集計し、公表しています。（図36）

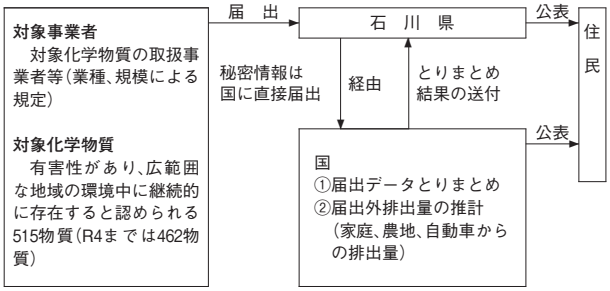


図36　化学物質の排出量の把握の体系図（PRTR 法）

県内では、令和６年度には411事業所から135種類の化学物質についての届出があり、その排出量・移動量の合計は3,312トンで、令和５年度の2,955トンより357トン増加していました。（表27）

また、平成16年４月からは、「ふるさと環境条例」により、「PRTR 法」の届出対象事業者は、前年度の対象化学物質の取扱量等（製造量及び使用量）を県に報告しなければならないこととなっています。

③　化学物質環境実態調査

環境省では、環境中における残留性のある化学物質や人体に影響を与える化学物質を対象に全国の環境中の濃度を把握する「化学物質環境実態調査」を行っています。この国の調査は昭和49年度から実施されており、本県でも、昭和60年度から本格的にこの調査に参加し、県内の化学物質の環境実態の把握に取り組んでいます。この調査結果は、環境省のホームページで公表されています。

また、県でも未規制の化学物質の実態を把握するための調査を独自に実施しています。

④　化学物質の内分泌かく乱作用

国は化学物質による内分泌系をかく乱する作用が人の健康や野生生物に及ぼす影響について、平成10年に「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を策定し、65物質に対する調査研究を始めました。これまでの調査や研究では、「ヒト推定ばく露量を考慮した用量では明らかな内分泌かく乱作用は認められない」との判断

表27　令和６年度 PRTR 届出データの公表概要

１　届出の状況

411事業所（30業種）から135種類の化学物質の届出がありました。

２　届出の集計結果

（単位：トン/年）

届出排出量	大気への排出	1,505
	公共用水域への排出	95
	土壌への排出	0
	事業所内の埋立処分	0
	小　　計	1,600
届出移動量	事業所外への廃棄物としての移動	1,709
	下水道への移動	2
	小　　計	1,711
合　　計		3,312

順位	化学物質名	届出排出量	届出移動量	計
1	トルエン	465	409	873
2	キシレン	426	87	513
3	エチルベンゼン	287	60	347
4	ふっ化水素及びその水溶性塩	15	325	340
5	ヘキサン	64	235	299
6	テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド	1	164	165
7	ブチルセロソルブ	69	4	72
8	トリメチルベンゼン	63	8	71
9	ほう素化合物	21	40	62
10	N,N－ジメチルホルムアミド	26	23	49
上記の上位10物質の計		1,437	1,354	2,791
上位10物質以外の計		165	362	527
合　　計		1,600	1,711	3,312

注　小数点以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合があります。

がなされています。

一方、近年、米国や EU において化学物質の内分泌かく乱作用の評価を順次進める計画が動き出し、OECD（経済協力開発機構）でも加盟国の協力の下で内分泌かく乱化学物質の評価に関する検討が本格的に進められようとしています。

国でも、令和４年に作成された「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2022－」において、今後の対応の方向性がとりまとめられており、今後とも知見の集積が必要な状況となっています。

(3) 農薬

＜環境政策課＞

農薬は、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることなどから、「農薬取締法」に基づき「作物残留、土壌残留、生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に関する基準」に適合

し、農林水産大臣の登録を受けた農薬でなければ製造、販売等ができないことになっています。

県では「農薬取締法」に基づき、農薬販売者や取扱者への指導を継続的に実施しています。

このほか、登録を受けた農薬であっても、学校や保育所、病院、公園等の公共施設、住宅地に近接する街路樹、森林、家庭菜園の周辺では、農薬の飛散を原因とする住民や子ども等への健康被害が生じないよう、適正使用を心がけることが重要です。

農薬の適正使用のポイント

①植栽の実施及び更新の際には、病害虫が発生しにくい植物及び品種を選定するように努めること。
②定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害等の発生を早期的に発見し、被害を受けた部分の除去や捕殺等の物理的防除により対応するよう努めること。
③やむを得ず農薬を使用する場合は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域の散布にとどめること。
④農薬取締法に基づいて登録された、対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法及び使用上の注意事項を守って使用すること。
⑤病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用する「現地混用」は行わないこと。また、やむを得ない場合でも、有機リン系農薬同士の混用は行わないこと。
⑥農薬散布は、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズルの使用に努め、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
⑦農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して十分な周知を行うこと。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合は、十分配慮すること。
⑧農薬の使用履歴を記録し、一定期間保管すること。
⑨農薬散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

①　ゴルフ場での農薬使用

本県では、平成２年７月に「石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱」を制定し、ゴルフ場での農薬使用に関する基準を定めるとともに、事業者に使用農薬の排出状況の監視と報告等を義務づけています。

②　県有施設での農薬使用

本県では、平成13年度から県有施設等における農薬使用量調査を実施し、可能な限り農薬使用の抑制に努めています。

令和７年度の県有施設における農薬使用量は、令和６年度に比べ、約109kg 増加していました。（表28）

表28　令和７年度県有施設等における農薬使用量調査結果

（単位：kg）

区分	県有施設内	公　園	街　路	計
殺虫剤	107.8 （9.9%）	174.8 （23.3%）	4.6 （100%）	287.2 （15.6%）
殺菌剤	18.8 （1.7%）	76.0 （10.1%）	0.0 （0.0%）	94.7 （5.1%）
除草剤	959.0 （88.3%）	499.5 （66.6%）	0.0 （0.0%）	1458.5 （79.3%）
計	1085.6 （100%）	750.3 （100%）	4.6 （100%）	1840.4 （100%）

※ここでいう農薬使用量とは、薬剤の使用量（希釈して使用するものは希釈前の薬剤量）である。なお、液剤については比重を１として重量換算した。
※小数点第二位を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

(4) 家庭用品の規制

①　家庭用品の規制基準

日常生活で使用される家庭用品（繊維製品、洗浄剤、家庭用エアゾル製品等）には、各種の化学物質が処理剤、加工剤（難燃性、柔軟性、防かび性等）等として使用される場合があります。

このような家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）」により、ホルムアルデヒド、塩化水素等の21物質の基準が設けられ、基準に適合しない家庭用品の販売や授与等が禁止されています。

② 家庭用品の衛生監視

県では、家庭用品衛生監視員を配置し、関係業者への指導を行うとともに家庭用品の試買試験を実施し、基準に適合しない家庭用品が流通しないよう監視を行っています。

令和７年度は、42件の家庭用品を対象に試買試験を実施しましたが、基準違反はありませんでした（表29）。

表29　家庭用品の試買試験結果（令和７年度）

試　買　項　目	基準違反件数／試験件数
ホルムアルデヒド（一般用）	0/16
ホルムアルデヒド(乳幼児用：生後24月以内)	0/10
水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	0/ 2
塩化水素又は硫酸	0/ 2
有機水銀化合物	0/ 2
容器試験	0/ 4
ジベンゾ［a,h］アントラセン	0/ 2
ベンゾ［a］アントラセン	0/ 2
ベンゾ［a］ピレン	0/ 2
計	0/42

10　環境放射能の現況

＜危機対策課原子力安全対策室＞

(1) 環境放射能調査

核実験によって大気中に放出された放射性物質が世界各地に降下し、その影響が懸念されつつあった昭和29年３月、太平洋上にあるビキニ環礁での核実験によって第五福竜丸の船員と水揚げされたマグロが放射性物質により汚染したことが判明し、大きな社会問題となりました。これを契機に国は、国内における核実験の影響を把握するため環境放射能調査を開始しました。

その後、昭和61年４月、チョルノービリ原子力発電所事故によって大量の放射性物質が環境中に放出され、国内でも放射性物質の降下が観測されたことから、全国規模で放射能調査が行われました。

現在では、国内の原子力施設事故の影響だけではなく、国外での原子力施設事故や核実験等の影響を把握するため、国は「環境放射能水準調査」として全都道府県の協力のもと調査を行っています。

県では、昭和34年より本調査に参加し、県内における環境放射線及び環境放射能調査を行っています。

① 環境放射線

県では、観測局を県内５か所に設置し、環境放射線の常時測定を行っています。

令和６年度の環境放射線の測定結果は、平均値で0.026～0.057μGy/hであり、過去の測定結果と同程度でした。（表30）

表30　環境放射線の測定結果（令和６年度）

（単位：μGy/h）

測定地点	最高値（1時間値）	最低値（1時間値）	平均値	R3～R5年度の測定結果
能登空港局	0.065	0.013	0.026	0.016～0.101
津　幡　局	0.113	0.036	0.057	0.040～0.130
金　沢　局	0.115	0.018	0.045	0.032～0.109
小　松　局	0.119	0.024	0.048	0.033～0.153
辰　口　局*	0.092	0.020	0.039	－

＊：令和６年２月から測定開始

② 環境放射能

県では、環境試料として降下物、大気浮遊じん、上水、土壌、農畜産物（精米、牛乳）、海産生物（ワカメ、サザエ、フクラギ）を採取し、ゲルマニウム半導体検出器により放射能の測定を行っています。

令和６年度の放射能の測定結果は、土壌（０～５cm）とフクラギで^{137}Csが微量検出されましたが、過去の測定結果と比較して同程度でした。その他は過去の測定結果の範囲内でした。（表31）

表31　核種分析結果（令和６年度）

試料名	単位	検体数	検出された核種・測定値	R3～R5年度の測定結果
降下物	MBq/km^2	12	ND	^{137}Cs ND～0.047
大気浮遊じん	mBq/m^3	4	ND	ND
上水	mBq/L	1	ND	ND
土壌(0-5cm)	Bq/kg 乾土	1	^{137}Cs 1.5	^{137}Cs 1.1～2.3
土壌(5-20cm)	Bq/kg 乾土	1	ND	ND
精米	Bq/kg 生	1	ND	ND
牛乳	Bq/L	1	ND	ND
ワカメ	Bq/kg 生	1	ND	ND
サザエ	Bq/kg 生	1	ND	^{137}Cs ND～0.040
フクラギ	Bq/kg 生	1	^{137}Cs 0.095	^{137}Cs 0.097～0.13

(2) 放射線に関する知識普及のための広報

県では、環境放射線について親しみながら体験的に学習してもらうため、高等学校の生徒を対象に環境放射線測定教室（初回：昭和63年度）を開催しています。令和７年度は、石川県立羽松高等学校を会場に霧箱の作成、放射線の特性実験などを行いました。

また、市町等が行う各種イベントに参加して実際に身の回りの放射線の測定を体験してもらう「環境放射線広報キャラバン隊」の実施や、パンフレットの作成・配布等により環境放射線などに対する知識の普及を図っています。（表32）

このほか、ホームページで放射線に関する動画や環境放射線のリアルタイムでの測定結果を公開しています。（ＱＲコード参照）

YouTube　石川県公式チャンネル「放射線・放射能ってな～に？」

いろいろな測定器での測定 ～放射性物質をはかってみよう～

霧箱 ～放射線の通り道を見てみよう！～

空気中の放射性物質 ～そうじ機でチリを集めてはかろう！～

いろんなところの放射線を調べてみよう！

車にのりながら放射線の測定！？ ～ドライブ編～

石川県環境放射線データ表示アプリ

iOS 用　　Android 用

表32　令和７年度環境放射線広報キャラバン隊実績

７年６月１日	こどもの広場（能登原子力センター）
７年７月29日	環境放射線測定教室
７年９月28日	内灘町総合防災訓練
７年10月５日	穴水町総合防災訓練
７年10月26日	エネルギー教育フェア2025
７年10月28日	金沢大学講義「放射線化学」保健環境センター施設見学
７年11月１日～11月２日	いしかわ環境フェア2025
７年11月12日	消防学校　幹部教育初級幹部課程
８年３月15日	志賀原子力発電所環境安全対策協議会総会及び講演会

(3) その他

環境放射能水準調査のほか、県と志賀町が北陸電力（株）と締結した「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、志賀原子力発電所の周辺において、環境放射線の常時監視や環境試料の放射能測定を行っています。

令和６年度の志賀原子力発電所周辺の測定結果は、環境放射線について発電所に起因する影響は見られなかったほか、環境試料中の放射能

の測定結果については、過去の測定結果に比べ低いか同程度の値でした。（資料編218～220）

（参照：https://atom.pref.ishikawa.lg.jp/）

なお、令和６年能登半島地震により、発電所周辺30km 圏内で環境放射線の測定を行っている95か所のうち、発電所北側15km 以遠の輪島市、穴水町の一部（16か所）で一時的にデータ伝送が停止しました。データ伝送再開後、データの確認を行い、データ伝送停止中も測定は継続しており、異常値が観測されてないことを確認しました。

11　公害苦情・紛争の解決

＜環境政策課＞

(1) 公害苦情の現状及びその処理状況

①　公害苦情件数の推移

県及び各市町が受理した公害苦情の件数は、地盤沈下による公害苦情が多く寄せられた昭和46年度が最大であり、昭和47年度から昭和50年度までが800から900件台、昭和51年度から平成３年度までは500から700件台で推移してきました。平成10年度からは大気汚染の苦情が増加し、平成15年度には1,152件と昭和47年度以降の最多となりました。

令和７年度の苦情件数は490件で前年度の438件に比べ52件増加しました（図38）。

②　公害の種類別・発生源別苦情件数

公害の種類は、典型７公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）と典型７公害以外（廃棄物投棄、日照不足、通風妨害、夜間照明など）に区分されます。

ア　典型７公害

令和７年度の典型７公害の苦情受付件数は232件で、前年度の229件に比べ３件増加しました。公害の種類別では、全国的な傾向と同様、本県でも大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭が多く、土壌汚染、振動、地盤沈下が少ない状況です（表33）。

また、発生源別では、その他・不明を除き建設業、個人が最も多く、次いで、製造業及び卸売・小売業、飲食店が多い状況です（表34）。

イ　典型７公害以外

令和７年度の典型７公害以外の苦情受付件数は258件（令和６年度209件）で、廃棄物の投棄が34件、その他が224件（うち196件は雑草の繁茂等の自然系が発生要因）となっています（表35）。

③　公害苦情の処理状況

公害苦情の解決には発生源者の理解と協力が

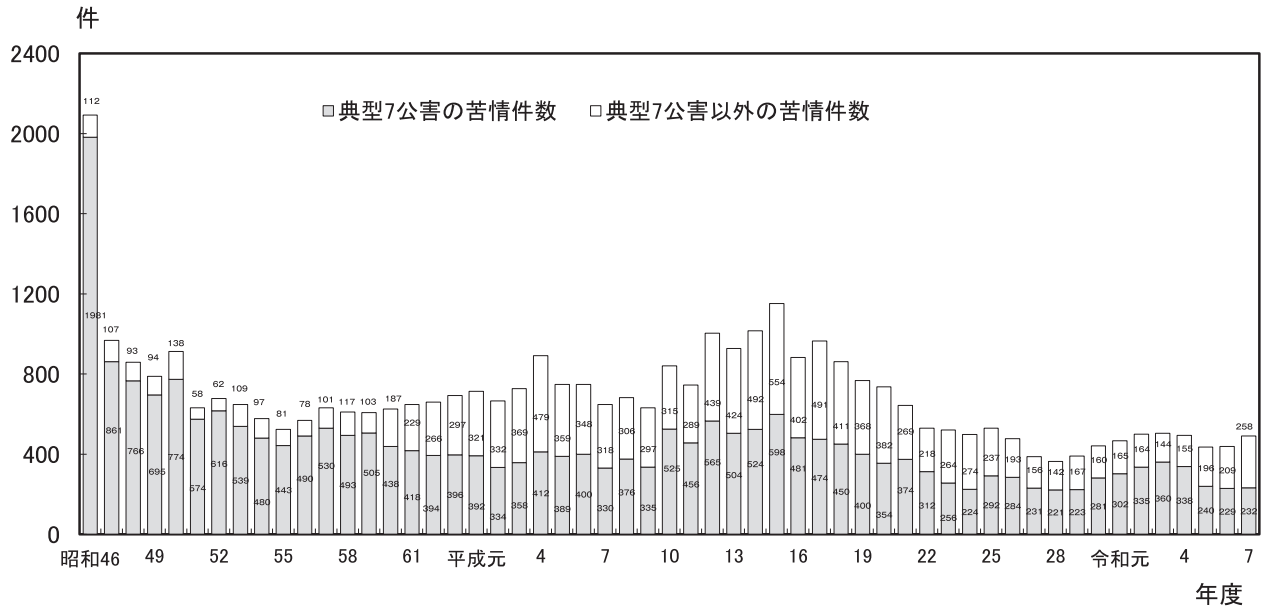


図38　公害苦情件数の推移（昭和46～令和７年度）

表33　公害の種類別苦情件数の内訳

区分 / 年度	典型７公害								典型７公害以外の苦情	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		
Ｒ７	48 (9.8)	76 (15.5)	6 (1.2)	59 (12.0)	7 (1.4)	－ (－)	36 (7.3)	232 (47.3)	258 (52.7)	490
Ｒ６	57 (13.0)	54 (12.3)	5 (1.2)	66 (15.1)	9 (2.1)	－ (－)	38 (8.7)	229 (52.3)	209 (47.7)	438
Ｒ５	49 (11.2)	63 (14.4)	－ (－)	82 (18.8)	7 (1.6)	－ (－)	39 (8.9)	240 (55.0)	196 (45.0)	436
(参考) 全国Ｒ６	12,630 (18.9)	4,300 (6.4)	235 (0.4)	18,811 (28.1)	2,460 (3.7)	30 (0.0)	9,156 (13.7)	47,622 (71.2)	19,309 (28.8)	66,931

(注)　(　　)内は構成比(%)である。複数の公害苦情は主たる苦情で区分した。
　　四捨五入の関係で計数が100%にならないことがある。

表34　典型７公害の発生源の内訳

区分 / 年度	農林水産業	建設業	製造業	運輸通信業	卸売・小売業、飲食店	サービス業	その他	会社・事業所以外		合計
								個人	その他・不明	
Ｒ７	1 (0.4)	47 (20.3)	25 (10.8)	4 (1.7)	25 (10.8)	10 (4.3)	7 (3.0)	48 (20.7)	65 (28.0)	232
Ｒ６	2 (0.9)	43 (18.8)	36 (15.7)	12 (5.2)	31 (13.5)	23 (10.0)	5 (2.2)	43 (18.8)	34 (14.8)	229
Ｒ５	4 (1.7)	50 (20.8)	35 (14.6)	6 (2.5)	18 (7.5)	21 (8.8)	6 (2.5)	51 (21.3)	49 (20.4)	240
(参考) 全国Ｒ６	1,233 (2.6)	13,002 (27.3)	4,093 (8.6)	860 (1.8)	4,190 (8.8)	3,512 (7.4)	1,503 (3.2)	11,271 (23.7)	7,958 (16.7)	47,622

(注) 1　(　　)内は構成比(%)である。四捨五入の関係で計数が100%にならないことがある。
　　2　「サービス業」は不動産業、医療・福祉、教育等で、「その他」は鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、公務、分類不能の産業とした。なお「会社、事業所以外のその他・不明」は、「どこからか悪臭が漂う」、「河川に魚が浮いた」等で発生源が判明できない場合として区分した。

表35　公害苦情の主な発生原因（令和７年度）

区分 / 主な発生原因	典型７公害								典型７公害以外			合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	計	
焼　却(施設)	3	0	0	0	0	0	4	7	0	1	1	8
産業用機械作動	4	0	0	16	2	0	2	24	0	0	0	24
産業排水	0	10	0	0	0	0	2	12	0	0	0	12
流出･漏えい	0	34	0	0	0	0	4	38	0	2	2	40
工事･建設作業	15	1	1	18	1	0	2	38	0	0	0	38
飲食店営業	0	1	0	0	0	0	7	8	0	0	0	8
カラオケ	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
移動発生源(自動車)	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
移動発生源(鉄道運行)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動発生源(航空機運航)	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
廃棄物投棄	0	1	0	0	0	0	1	2	29	0	29	31
家　庭(機　器)	0	0	0	4	0	0	0	4	1	0	1	5
家　庭(ペット)	0	0	0	3	0	0	1	4	1	1	2	6
家　庭(その他)	2	9	0	3	0	0	7	21	3	9	12	33
焼　却(野焼き)	22	0	0	0	0	0	0	22	0	5	5	27
自然系	1	1	0	0	0	0	0	2	0	196	196	198
その他	1	5	5	10	3	0	1	25	0	8	8	33
不　明	0	14	0	0	1	0	5	20	0	2	2	22
計	48	76	6	59	7	0	36	232	34	224	258	490

(注)　公害の区分が典型７公害以外のうち「その他」であって、主な発生原因が自然系であるものは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している苦情（空き地での雑草・木の繁茂、害虫の発生等）。

必要です。このため現地調査による事情聴取等をもとに発生源者に対し、作業方法・時間帯の改善、気配り等の軽易な対策を指導するほか、必要に応じて公害防止施設の設置等による改善を指導しています。

県及び市町が令和７年度に処理した苦情件数は、令和７年度に新規受理した490件のうち翌年度に処理を繰り越した５件を除く485件のほか、前年度から処理が繰り越された苦情２件の合計487件であり、処理率は99.0％でした。

しかしながら近年は個人が発生源である苦情も増えています。例えば家庭生活における騒音等に関しては、法的な規制に馴染まない例が多く、自分の出した音がまわりの人に迷惑をかけていることもあります。ちょっとした気づかい・気配りが重要です。

(2) 公害紛争の処理状況

解決をみない公害苦情が公害紛争に至った場合、当事者は裁判による司法的解決を求めることができるほか「公害紛争処理法」による公害紛争の解決を図る制度を利用することができます。

①　公害紛争処理制度

「公害紛争処理法」による紛争処理機関として、国には公害等調整委員会が置かれ、裁定及び特定の紛争（いわゆる重大事件、広域処理事件等）についてのあっせん、調停及び仲裁を行います。また、都道府県には公害審査会を置くことができることとなっており、本県では、昭和50年に石川県公害審査会を置き、県内で発生した公害紛争の処理に当たっています。

②　公害紛争の概況

国の公害等調整委員会に、公害の紛争に対するあっせん、調停、仲裁及び裁定の申請があった件数は、昭和45年11月の公害紛争処理制度発足から令和７年度末までに1,212件に達しており、このうち1,176件が終結しています。

また、本県の公害審査会に対する申請は、これまでに15件あり、１件が係属しています（表36）。

表36　石川県公害審査会における事件の処理状況

調停申請年月	事　件　の　概　要	調停結果
昭和 48年 ５月	織物工場からの振動	成　立
昭和 52年 １月	撚糸工場からの騒音	成　立
昭和 60年 ７月	大型冷凍庫からの騒音	成　立
平成 ２年 11月	ゴルフ場の建設	打　切
平成 ３年 ３月	ゴルフ場の建設	打　切
平成 ４年 11月	堆積場からの騒音・粉じん	成　立
平成 ６年 ２月	下水道工事に伴う地盤沈下	打　切
平成 ８年 12月	木工所からの騒音･ばいじん	成　立
平成 ９年 ６月	変電所の建設	打　切
平成 11年 ３月	染色工場からの騒音・振動	打　切
平成 17年 12月	鍛造工場からの騒音・振動	打　切
平成 28年 １月	市道供用に伴う自動車騒音	打　切
令和 ３年 12月	公衆浴場のばいじん・悪臭・騒音	取　下
令和 ７年 ９月	工場(冷凍倉庫)からの騒音	係　属
令和 ７年 11月	織物工場からの騒音・新動	打　切

(3) 企業における公害防止体制の整備

①　工場における公害防止組織

工場において公害防止体制（人的組織）を整備することは、産業活動に起因する環境汚染を防止し、県民の健康と良好な生活環境を保全するうえで重要な役割を果たすものです。

このため「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止管理者法)」では、製造業（物品の加工業を含む。)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の４業種を対象に公害に関する技術的業務を担当する公害防止管理者とその代理者、それを統括管理する公害防止統括者、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者の選任と届出を義務づけています。

②　企業等での自主的取り組み

環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指して、より良い環境を将来の世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、民間団体、行政のそれぞれが自分たちの役割を理解し、日常の生活や事業活動の中で自主的、積極的に環境保全に取り組むことが必要です。

県内の企業でも環境問題への自主的取り組みとして、ISO14001やエコアクション21といった「環境マネジメントシステム」を取得するほか、本県独自の「いしかわ事業者版環境ISO登録制度」によって、環境保全に取り組む企業が増えています。

第３節　環境美化、修景、景観形成

１　環境美化

(1) 河川愛護活動の支援

＜河川課＞

県では、身近な親水空間である河川敷を良好な状態に保持するため、河川愛護団体の実施する河川清掃活動を支援しています。令和７年度には、河川愛護団体により延長約477kmの河川において、除草や清掃が行われました。

また、平成24年度からは、地域のボランティア団体と地元企業が連携して実施するいしかわ我がまちアドプト制度「地域連携河川環境創出事業」を取り入れ、令和７年度には、県内の31団体がこの制度による河川の美化活動に取り組みました。

(2) クリーンビーチいしかわの支援

＜水産課＞

県では、管下市町と共に、海岸の清掃活動を中心にした環境美化に対する普及啓発活動を支援しています。令和７年は、県内の海岸・河川・湖沼の清掃を実施し、延べ47,687人の参加がありました。

(3) 道路愛護活動の支援

＜道路整備課＞

県では、通行車両の安全確保、維持管理費の縮減、道路への愛着心の向上の観点から、道路愛護団体等の実施する道路清掃活動を支援しています。令和７年度には、203団体により清掃・除草が行われました。

また、平成22年度からは、地域のボランティア団体と地元企業が連携して実施するいしかわ我がまちアドプト制度「地域連携沿道環境創出事業」を立ち上げ、道路愛護活動への支援を行っています。

２　生活空間の緑化・修景

都市公園などの身近な緑とゆとりのある生活環境を目指した施策を進めており、良好な景観と美観風致の維持、地域の歴史的な景観の保全が図られています。

(1) 都市公園等整備事業の推進

＜公園緑地課＞

県では、地域の歴史文化や自然等を保全活用し、健康で生き生きとした暮らしを支えるために、市町とも役割分担を行いつつ県民のニーズに対応した都市公園の整備を進めており、令和６年度末現在の一人あたりの都市公園面積は15.66m^2となっております。令和７年度は、金沢城公園（金沢市）、木場潟公園（小松市）、能登歴史公園（七尾市）等の県営公園、その他市町公園で整備を進めました。

(2) 市町緑の基本計画の策定推進

＜公園緑地課＞

緑の基本計画は、緑地保全及び緑化推進、都市公園の整備等、都市の緑の総合的なマスタープランとして、都市計画区域を有する市町が定めることとされています。

本県では、令和７年度末現在で、対象となる17市町の内、12市町で策定されています。

県としては、未策定の市町における早期の策定や策定済みの市町への見直しを促していくこととしています。

(3) 都市緑化推進事業の推進

＜公園緑地課・道路整備課＞

緑豊かでうるおいのあるまちづくりの実現のためには、行政、企業、県民がそれぞれの立場で主体的に、かつ相互に協力しながら、緑化に取り組む必要があります。

このため、県では、平成15年度から地域の緑化リーダーとなる人材「緑と花のまちづくり推進員」の養成を行い、令和７年度末現在では、

253名の方が推進員に登録されています。

また、県民が行う緑化推進活動への助成などを通じて、緑のまちづくりを進めています。

さらに、道路についても、ドライバーや歩行者に快適に道路を利用してもらうため、適切な街路樹の維持管理に努めています。

３　地域の良好な景観の保全と創出

(1) 計画的な都市政策による歴史的な街並みや水・緑を活かした個性とうるおいのある景観の保全と創出　＜都市計画課＞

県では、県土の優れた景観の形成に関し基本となる方向性を示し、良好な景観形成に努めるため、全国で初めての取り組みとして「石川県景観条例」と「石川県屋外広告物条例」を一本化して、本県独自の理念や施策を盛り込んだ「いしかわ景観総合条例」を平成21年１月に施行し、また、これに基づく県全域にわたる基本的な景観形成の方針を示す「いしかわ景観総合計画」等を作成しました。これにより、市町を超えた景観づくり、屋外広告物を含めた景観施策の一体的な推進、また官民協働の推進体制の充実などの施策を展開しています。

また、同年３月には、県が先導的に公共事業による良好な景観の創出を図るための指針として「公共事業ガイドライン」を策定しました。県事業への適用はもちろん国や市町にもガイドラインの適用を働きかけています。

(2) 無電柱化整備事業の推進　＜都市計画課＞

県では、①歴史的・文化的地区、②商店街・温泉街地区、③駅周辺・エントランス地区、④都市部内の緊急輸送道路において無電柱化を核とした沿道建物の保全や修景、舗装や照明などの道路修景を行い、街なみ景観の魅力アップや、災害に強い街なみづくりに向けて、無電柱化を推進しています。

令和８年度は、金沢市（石引～小立野、寺町、森山～山の上、浅野本町～京町、新神田～中村町）、西金沢駅周辺、小松市（粟津温泉）、加賀市（山中温泉）、輪島市（河井町～杉平町）、羽咋市（川原町）の10地区で、重点的に整備を推進しています。

(3) 景観計画・眺望計画等の事前届出による規制・誘導等　＜都市計画課＞

県では、「いしかわ景観総合条例」に基づき「景観計画・眺望計画」を策定しました。高さが13m を超えるなど所定の規模を超える建築物等の建設にあたり、良好な景観を守るにふさわしい高さや色彩などを適正に規制・誘導しています。

また、「景観影響評価指針」を策定し、高さ60m を超える建築物等に関しては、あらかじめ景観への影響を評価し、提出することも義務付けています。

(4) 屋外広告物の規制・誘導による沿道景観の保全の推進　＜都市計画課＞

昭和24年に「石川県屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物について必要な規制を行い、美観風致を維持してきました。平成21年１月からは、「いしかわ景観総合条例」により、屋外広告物に対して色彩の基準を設けるなどの規制・誘導を行っています。

(5) 街なみ環境整備事業の推進　＜建築住宅課＞

街なみ環境整備事業は、生活道路等の地区施設が未整備であったり、街なみが良好な景観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする地区において、地方公共団体及びまちづくり協定を結んだ住民が協力して、ゆとりと潤いのあるまちづくりを進めるものです。

令和８年度においては、県内では金沢市旧城下町周辺地区など５地区で事業を行っており、緑道の整備や住宅等の修景整備による統一感のある街なみの創出が進められています。

第４節　開発行為に係る環境配慮

１　環境影響評価制度

＜環境政策課＞

環境影響評価（環境アセスメント）とは、開発行為や事業の実施が環境に与える影響を、図39の流れに沿って事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、住民や自治体の意見を聞いて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうとする制度のことです。

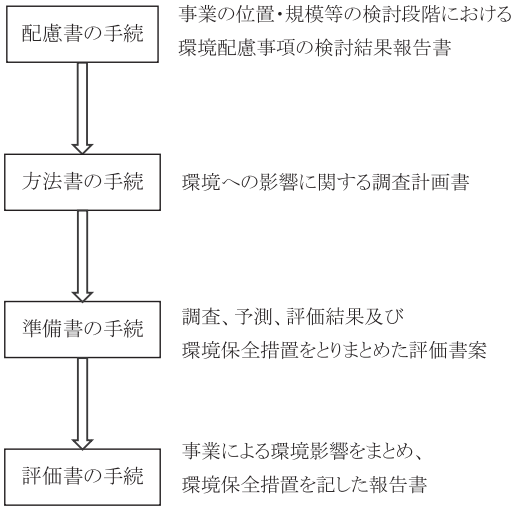


図39　環境影響評価手続きの流れ

(1) 国及び石川県における環境影響評価制度

「環境影響評価法」は、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものを対象事業と規定し、環境影響評価手続を義務づけており、平成11年６月に施行されました。その後、平成24年４月から平成25年４月にかけて、事業の位置、規模等の検討段階における手続（配慮書の作成）や対象事業に風力発電所を追加し、また、令和２年４月には太陽光発電所を対象事業に追加するなど、逐次改正されています。

本県では平成11年３月に「石川県環境影響評価条例」を公布し、同年６月に規則と技術指針を制定し、同月から施行しました（表37）。条例では、同法に定める規模よりも小さな事業や廃棄物焼却施設などの同法に定められていない事業も対象としています。

なお、この「石川県環境影響評価条例」は、平成16年４月に施行された「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に統合されました。令和４年６月には、同条例及び規則を改正し、事業の位置、規模等の検討段階における手続（配慮書の作成）や、同法施行令の改正に伴い、法の対象外となる規模の風力発電所を対象事業に追加し、令和４年10月に施行しました。

(2) 石川県における環境影響評価の実施状況

令和７年度末現在、13件が手続き中です。（表38）

２　石川県開発事業等環境配慮指針

＜環境政策課＞

大規模な開発事業は、「環境影響評価制度」の対象となりますが、事業の種類や規模を問わず、環境への負荷の低減を図ることが必要であり、「ふるさと環境条例」では、「事業者は土地の形質の変更、工作物の新設等にあたっては、環境汚染や自然環境の改変後の状況把握に努め、事業の実施による環境への配慮に努めること」としています。

本県では、事業者の環境への配慮を促すため、開発事業等における具体的な手順や配慮項目を事例で示した「石川県開発事業等環境配慮指針」を平成16年度に作成し、県のホームページに掲載しています。

なお、県が行う公共事業については、部局毎に指針に沿って作成したマニュアルによって環境配慮がなされるようになっています。

＜石川県開発事業等環境配慮指針＞
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/assess/hairyo.html

表37　国と県における環境影響評価制度の歩み

年	国	石　川　県
S54(1978)	中央公害対策審議会から「環境影響評価制度のあり方について」の答申	
S56(1981)	「環境影響評価法案」が国会審議開始	
S58(1983)	衆議院解散により法案は審議未了・廃案	
S59(1984)	環境影響評価が閣議決定により制度化。 当面は「環境影響評価実施要綱」を根拠として環境影響評価を実施	
H 2(1990)		リゾートブームによるゴルフ場開発ラッシュに対応するため「石川県ゴルフ場環境影響調査実施要領」を制定 (16件のゴルフ場開発案件を審査)
H 5(1993)	「環境基本法」公布。法の中で環境影響評価の推進がうたわれる	
H 6(1994)	「環境基本計画」公表	
H 7(1995)		「石川県環境影響評価要綱」を公布・施行。併せて「環境影響評価技術指針」を公表
H 8(1996)6月	内閣総理大臣より中央環境審議会に対し「今後の環境影響評価制度の在り方について」諮問	
H 9(1997)2月	中央環境審議会から「今後の環境影響評価制度の在り方について」の答申	
H 9(1997)6月	「環境影響評価法」公布	
H11(1999)3月		「石川県環境影響評価条例」を公布
H11(1999)6月	「環境影響評価法」施行	「石川県環境影響評価条例施行規則」及び「環境影響評価技術指針」を制定 「石川県環境影響評価条例」を施行
H16(2004)4月		「石川県環境影響評価条例」を廃止し、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に組み込み
H23(2011)4月	配慮書手続きの新設など改正「環境影響評価法」公布	
H24(2012)4月～ H25(2013)4月	「環境影響評価法」の段階的な施行	
R 4(2022年)10月		配慮書手続きの新設など改正「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」施行
R 8(2026年)4月	アセス図書の継続公開を可能にするなど改正「環境影響評価法」施行	

表38　石川県における環境影響評価の実施状況

事　業　名	種　類	事業場所	規　模	根拠	備　考
能越自動車道 (七尾～大泊)	道　路	七尾市	4車線 延長12.5km	法	手続き終了 (～H12.2.10)
一般国道159号 羽咋道路	道　路	羽咋市	4車線 延長12.6km	法	手続き終了 (～H12.12.13)
RDF 専焼炉	ごみ焼却施設	志賀町	処理能力 160t／日	条例	手続き終了 (～H13.2.1)
金沢市西部クリーンセンター	ごみ焼却施設	金沢市	処理能力 340t／日	条例	手続き終了 (～H20.2.29)
新廃棄物埋立場 (金沢市)	一般廃棄物 最終処分場	金沢市	埋立面積 12.1ha	条例	手続き終了 (～H21.5.20)
能越自動車道 (田鶴浜～七尾)	道　路	七尾市	4車線 延長約10km	法	手続き終了 (～H24.1.16)
小松市環境美化センター	ごみ焼却施設	小松市	処理能力 110t／日	条例	手続き終了 (～H26.7.31)
門前クリーンパーク	産業廃棄物 最終処分場	輪島市	埋立面積 17.26ha	条例	手続き終了 (～H29.7.10)
七尾大田火力発電所 石炭灰処分場	産業廃棄物 最終処分場	七尾市	埋立面積 9.8ha	条例	手続き終了 (～H30.8.27)
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	ごみ焼却施設	津幡町	処理能力 118t／日	条例	手続き終了 (～R1.9.6)
(仮称)輪島ウィンドファーム	風力発電施設	輪島市	発電電力 最大90,300kW	法	手続き終了 (～R5.11.22)
(仮称)七尾志賀風力発電事業	風力発電施設	七尾市､志賀町､穴水町	発電電力 最大50,400kW	法	手続き中 (R1.8.19～)
(仮称)あわら沖洋上風力発電事業	風力発電施設	福井県あわら市沖	発電電力 最大200,000kW	法	手続き中 (R1.9.26～)
(仮称)福井県あわら洋上風力発電事業	風力発電施設	福井県あわら市沖	発電電力 最大350,000kW	法	手続き中 (R1.11.19～)
(仮称)志賀風吹岳風力発電事業	風力発電施設	七尾市、志賀町	発電電力 最大49,500kW	法	手続き中 (R2.5.11～)
(仮称)能登中風力発電事業	風力発電施設	七尾市、志賀町、中能登町	発電電力 最大68,800kW	法	手続き中 (R2.6.11～)
(仮称)中能登ウインドファーム事業	風力発電施設	七尾市、志賀町、中能登町	発電電力 最大64,500kW	法	手続き中 (R2.6.15～)
(仮称)輪島市南志見風力発電事業	風力発電施設	輪島市、能登町	発電電力 最大23,000kW	法	手続き中 (R2.7.2～)
(仮称)能登里山風力発電事業	風力発電施設	七尾市、穴水町	発電電力 最大71,400kW	法	手続き中 (R2.7.27～)
(仮称)虫ヶ峰風力発電事業	風力発電施設	七尾市、志賀町	発電電力 最大71,500kW	法	手続き中 (R2.8.18～)
(仮称)深見町ウィンドファーム事業	風力発電施設	輪島市、能登町	発電電力 最大32,400kW	法	手続き中 (R2.8.25～)
(仮称)福井洋上風力発電事業	風力発電施設	福井県あわら市沖	発電電力 最大350,000kW	法	手続き中 (R3.5.18～)
(仮称)珠洲大谷峠ウィンドファーム事業	風力発電施設	珠洲市	発電電力 最大36,000kW	法	手続き中 (R3.8.25～)
(仮称)馬緤・大谷風力発電事業	風力発電施設	珠洲市	発電電力 最大42,000kW	法	手続き中 (R4.9.20～)